

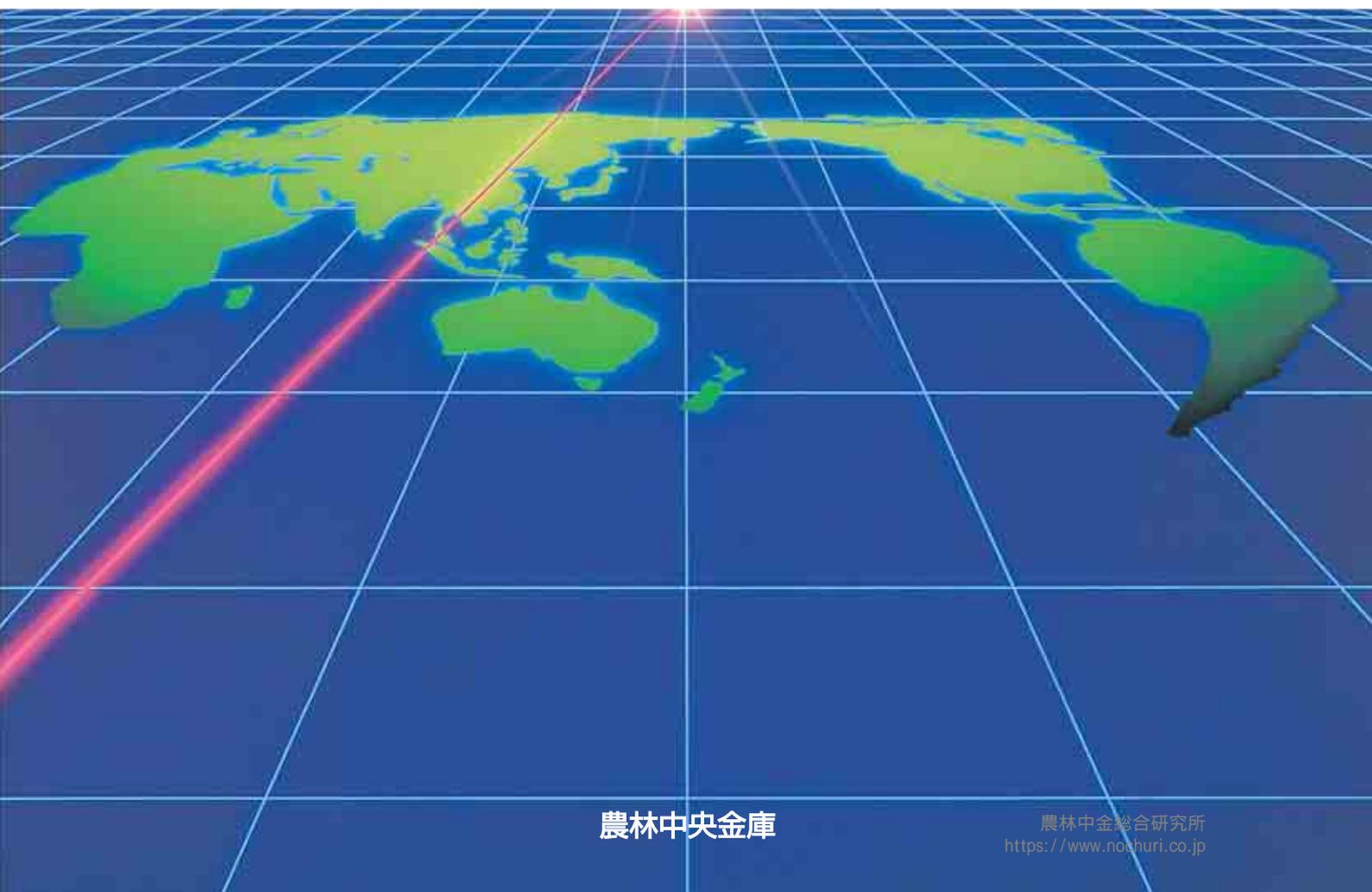
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2018 **8** AUGUST

農協・漁協の改革への取組み

- 地域活性化に取り組む農協
- JAグループによる肥料購買事業改革の実践
- 浜の活力再生広域プランの取組状況と地域間連携の実質



農業と食と地域の未来のための「農協改革」

光陰矢のごとく過ぎ、2015年9月4日に「改正農協法」が公布され農協改革が実質的にスタートしてから、早くも3年の月日が過ぎようとしている。

周知のとおり、農協改革の議論は14年5月14日に安倍首相の諮問機関である規制改革会議が公表した「農業改革に関する意見」を嚆矢とする。ここで同会議は、「農業の成長産業化を実現するためには、農協が不要なリスクや事務負担をとらずに経済事業に全力投球できるような制度を改める必要がある」として、中央会制度の廃止、理事会の見直し、組織形態の弾力化、全農の株式会社化、信用・共済事業の分離、准組合員への利用制限導入を提言した。これには、組合員の相互扶助を目的とする農業協同組合の基本的性格を否定するものとの批判の声も少なくなかったが、安倍内閣は「農業を新たな成長産業にしていくなため農協改革を断行する」として政策プランに取り込み、法制化を進めた。

その後、1年に及ぶ議論を経て、15年通常国会で可決成立し公布された「改正農協法」は、基本的に規制改革会議の提言に沿い、中央会制度や理事等の構成の見直し等が定められるとともに、農協の事業運営原則として「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」と明記された。これに対しJAグループは、規制改革会議の「意見」公表以降、経済成長追求のために協同組合の株式会社化や職能組合純化を一方向的に迫る考え方に粘り強く反論しつつ、自らによる改革をいかに行うべきか真剣に組織討議を重ねた。そして、15年10月15日の第27回JA全国大会で、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3目標に、組織を挙げて取り組んでいくことを決議した。

いま振り返っても、この決議は国策（成長戦略）に向けた政府の要請を踏まえながらもおもねることなく、協同組合の理念に立脚してJAグループの気概を内外に示したものと高く評価できる。その理由の第一は、政府が求める「農業者の所得増大」と並べて「農業生産の拡大」を目標に掲げ、国民の食は日本の農業者が支える姿勢を示したことであり、第二は、農協は農業者向けの経済事業に純化すべきとの考え方が政府に強いなか、「農業と地域は密接不可分」との思いの下に「地域の活性化」も目標に掲げ、総合事業を通じて農協が地域社会に貢献していくと宣言したことである。

以来3年にわたり全国のJAと連合会は自己改革の実践として、担い手農業者のニーズに応える個別対応に力を注ぎながら、農業生産の付加価値向上とコスト引下げ努力はじめ、新たな農産物需要の開拓や新規就農者の募集・育成、新技術の導入、さらには地域の生活インフラ機能としての保育・教育・医療から高齢者の福祉・介護・見守りに至るまで様々な事業・活動に、創意工夫をこらしながら取り組んできた。

いま、次の全国大会議案を検討すべき時期を迎えてJAグループがまずなすべきことは、前回決議の思いを再確認し、現在実践している自己改革を最後までやりきることであろう。そして、その実績と自信をもって、地域の人々や消費者の方々、価値観を共有する国内外の他の協同組織等との連帯を広げ、持続可能な農業による国民への安全な食料の安定供給と安心して暮らせる地域社会の実現に向けた建設的な議論を開始すべきである。

日本の農業と食と地域の未来のために農業協同組合が発揮すべき役割は限りなく大きい。

（(株)農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂・やなぎだ しげる）

今月のテーマ

農協・漁協の改革への取り組み

今月の窓

農業と食と地域の未来のための「農協改革」

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂

「つながり」の再構築を求めて

地域活性化に取り組む農協

行友 弥 — 2

地域での取り組みに着目して

JAグループによる肥料購買事業改革の実践

長谷 祐 — 19

浜の活力再生広域プランの取組状況と地域間連携の実質

亀岡鉦平 — 34

情勢

JA生産部会における組織力効果の発揮による
農業収入の増大

尾高恵美 — 52

談話室

農林水産業と地域活性化のイノベーション
——Proximity（近隣）からのクリエイティビティ——

東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科 学科長
教授 今村 肇 — 32

統計資料 — 60

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

地域活性化に取り組む農協

—「つながり」の再構築を求めて—

特任研究員 行友 弥

〔要 旨〕

JAの「自己改革」は「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」が3本柱である。このうち地域活性化に関する取組みは多様であり、それゆえに成果も見えづらいが、少子高齢化と人口減少で地域がさまざまな難題を抱える今「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」としてのJAが担うべき役割は大きい。

政府・与党の農協改革論議は、営農・経済以外の事業を別組織化あるいは代理店化によってJA本体から切り離す方向で進められてきた。これは総合農協の解体につながる流れであり、先送りされた准組合員の利用制限論議とも表裏一体の関係にある。

一方、JAグループは総合事業を通じて正・准の垣根を超えた組合員の結束を強化し、他の協同組合や住民組織、行政などと連携して地域の課題に取り組むことを追求してきた。その原点は1970年の「生活基本構想」と85年の「農協生活活動基本方針」にあり、組合員のボランティア（JA助けあい組織）による高齢者福祉活動などとして、具体的に展開されてきた。

人口減少時代を迎えた今、地域が抱える課題はますます複雑かつ困難なものになっている。そのなかで住民の暮らしを支える「地域運営組織」との連携、准組合員による援農ボランティア、子育て支援センターの開設や「子ども食堂」への協力など、新たな「つながり」の創出に取り組むJAが増えてきている。准組合員をはじめとした住民、地域を支える他組織との緊密な対話と連携を通じ、新しい「小さな協同」の芽を育むことが引き続き求められている。

目 次

- | | |
|---|------------------------------|
| はじめに | (2) 准組合員が援農ボランティア
—JA横浜— |
| 1 農協改革における「地域」の位置づけ | |
| 2 JAと地域とのかかわり
—歴史的経緯— | (3) 子育て支援センターの運営
—JA北つくば— |
| 3 変容する地域社会への対応 | (4) 子ども食堂に農産物を提供
—JA東京中央— |
| 4 新たな課題
—人口減少時代を迎えて— | 6 まとめにかえて |
| 5 さまざまな取組み
(1) 地域運営組織との連携
—JA上伊那— | |

はじめに

JAの「自己改革」は「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標としている。うち前2者は営農・経済事業の強化ということもでき、農林水産省の調査(2018年)で「具体的な取り組みを開始した」と答えたJAは販売事業で93.8%、^(注1)購買事業は93.6%に上っている。担い手(認定農業者等)からの評価がやや低い点は課題だが、農業資材や流通のコスト削減など具体的な成果が出つつある。

一方、3本目の柱である地域の活性化に関する取組の実態はあまり伝わってこない。ここには福祉、子育て、買い物弱者支援、交流イベントなど多彩な事業活動が含まれ、多様化する地域ニーズに応じて取り組まれてきたため「自己改革」の一環として捉えにくい面がある。また、政府・与党が農協改革のなかで重きを置いていないことも注目度が低い理由であろう。

しかし、JAが「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合^(注2)」であるなら、地域が抱える諸課題と向き合わざるを得ない。日本は超少子高齢・人口減少社会を迎え、農山漁村も都市もそれぞれが複雑な問題を抱えている。「地方消滅」や「限界集落」が語られる現状を放置すればJAの存立基盤は弱体化し、中長期的には農業生産にも影響が出かねない。その意味で、三つの基本目標は三位一体のものと考えらるべきであろう。

本稿では、以上のような視点からJAの地

域活性化へ向けた取組みを考察する。なお、筆者は協同組合の研究者でも実務家でもない。専門家からみれば不十分かつ乱暴な論考であろうが、かつて農業取材を通じて農協組織と接してきた元ジャーナリストとして、また一人の准組合員として、JAへの期待を記しておきたいという執筆動機をご理解いただければ幸いである。

(注1) 18年6月23日付「日本農業新聞」

(注2) 第27回JA全国大会決議(15年10月)ほか。

1 農協改革における「地域」の位置づけ

まず、農協改革論議における「地域」の位置づけを振り返っておく。

議論の発端は14年5月に規制改革会議(現・規制改革推進会議)の農業ワーキンググループが公表した「農業改革に関する意見」だった。中央会制度の廃止や全農の株式会社化、信用・共済事業の代理店化、准組合員の利用制限などが柱だが、同時に「単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、単協の専門化・健全な運営を推進する」として「多様な組合員や地域住民のそれぞれのニーズに対応して農協が的確なマネジメントを行えるよう、単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにする」こともうたわれた。

つまり、JAが「多様な組合員や地域住民」のニーズに応えることは否定しないが、そ

これらの事業を「的確にマネジメント」するには、連合会を含めた組織の分割・再編、あるいは株式会社等への転換をすべきだという主張である。

ここには、総合農協という「もたれ合いのシステム」を解体し、各部門を専門化＝独立採算化すれば効率化されるという郵政民営化と共通の思想が読みとれる。営農・経済以外の事業を別組織に委ねるか、代理店としての業務にすれば、その部分を利用する准組合員はJA本体から切り離された単なる「顧客」になる。逆に准組合員の利用制限を導入すれば、JAは営農・経済以外の事業を別組織または代理店業務として外部化せざるを得なくなる。いずれは准組合員という組合員資格自体が不要になるかも知れない。

規制改革会議の提起を受けて同年6月に改訂された政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」には「事業の対象者（担い手農業者・兼業農家・地域住民）が複雑化する中で、それぞれのニーズに応じて事業を適切に運営する観点から、必要な場合には、JAの組織分割や、組織の一部の株式会社・生活協同組合等への転換ができるようにする」と書き込まれた。「必要な場合には」の文言で任意性が強調されているが、同じ趣旨である。

15年8月には改正農協法が国会で成立し、翌年4月1日に施行された。旧法の「(JAは)営利を目的として事業を行ってはならない」という条文が削除され、代わりに「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければなら

ない」という文言が盛り込まれた。JAは農業振興に専念するよう求める趣旨である。組織の分割・転換を可能にする規定も導入された。

また、施行日から5年間かけて正・准組合員の利用実態や改革の実施状況を調査し、そのうえで准組合員の利用制限を含めて結論を出すことが附則に明記された。つまり、利用制限は21年4月以降に検討されることになる。

なお、同じく5年間の「農協改革集中推進期間」の起点は14年6月とされたため、19年5月も大きな節目になる。報道によると、農林水産省は18事業年度から全JAを対象に正・准組合員別の信用・共済・購買の利用状況を把握し、来年5月ごろに調査結果をまとめる。規制改革推進会議も早急な中間報告を求めている。したがって、准組合員の利用制限を巡る検討も前倒しされる可能性がある。

一方、14年11月に全国農業協同組合中央会(JA全中)は「JAグループの自己改革について」とする取組方針をまとめたが、そこで掲げたのが「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」という三つの基本目標であった。

そのなかでは「今後とも農業者と地域住民に必要とされる農業振興と地域振興が一体となった機能を継続発揮するため、組織分割・事業譲渡や准組合員の事業利用制限ではなく、准組合員を農業や地域経済の発展を共に支えるパートナーとして位置付け、准組合員のJA事業・運営への参画を推進」

するとの方向が示された。総合事業の解体ではなく、むしろその強化によって地域振興に取り組み、准組合員との結びつきを強めるという考え方である。

改正農協法成立後の15年10月に開かれた第27回JA全国大会では「創造的自己改革への挑戦」と題する決議が採択された。

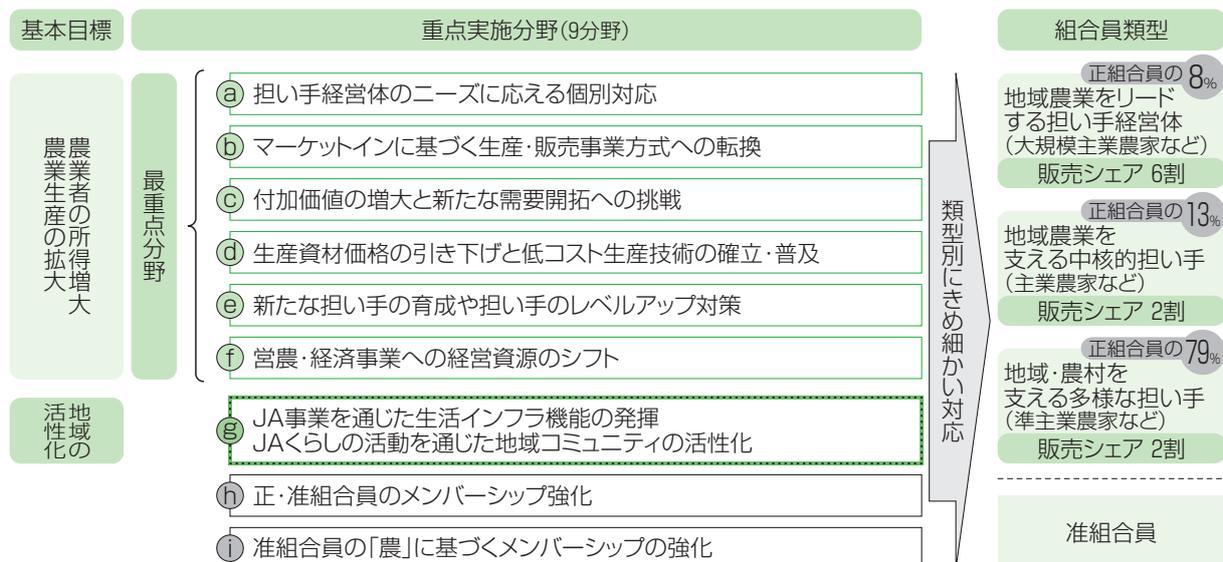
同決議では三つの基本目標のうち「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」の下に「担い手経営体のニーズに応える個別対応」から「営農・経済事業への経営資源のシフト」までの六つの「最重点分野」が掲げられた(第1図)。この部分は改正農協法を踏まえた色合いが濃い。

もう一つの基本目標である「地域の活性化」には「生活インフラ機能発揮(地域コ

ミュニティの活性化)」が対応している。ここに関連する組合員類型は「地域・農村を支える多様な担い手(準主業農家など)」と准組合員であり、この「多様な担い手」にあたるのは正組合員の79%とされた。准組合員の数がさらに多いことはいうまでもない。

JA全中は第28回JA全国大会・都道府県大会の議案策定に向けた「基本的考え方」組織協議の素案を今年6月に決定した。詳細は公表されていないが、報道によると素案は①農業・農村の危機、②組織・事業・経営の危機、③協同組合の危機、という「三つの危機」を挙げ、それぞれに①農業者の所得増大と農業生産の拡大、②連携による地域の活性化への貢献、③組合員のアクテ

第1図 第27回JA全国大会組織協議案「創造的自己改革への挑戦」のイメージ



(数値:農林水産省「2010年農林業センサス」農産物販売金額規模別経営体数より推計)

(注) 組合員類型の区分は、類型化対応の例示であり、各JAが実態にあわせて整理するものです。なお、本図では以下の基準で区分しています。

- 担い手経営体…販売金額1,000万円以上の経営体
- 中核的担い手…販売金額300万円以上の経営体
- 多様な担い手…販売金額300万円未満の経営体

出典 全国農業協同組合中央会「創造的自己改革への挑戦(平成27年10月)」

イブ・メンバーシップの確立、という課題
を対応させている。^(注4)

前回の大会決議より地域活性化のウェイトが増した形になり「組合員のアクティブ・メンバーシップの確立」は独立した柱に格上げされている。また、地方自治体や他の協同組合、企業などとの連携の必要性を強調し、多様な組合員の参画を促す「対話運動」を展開するとしている。

准組合員を地域農業の応援団と位置づけるだけでなく、具体的に意向を確認して実践を促すほか、その意思をJAの事業運営に反映させ、参画する仕組みを構築することも掲げている。

これは、多様化と階層分化が進む組合員の結束を取り戻し、地域内の社会連帯を強めていく方向を示したものであろう。川村(2016)は、農業・農家・農村の同質的な構造が失われてきたことにJAが十分に適合できてこなかったと指摘しているが、同じ問題意識が感じられる。

(注3) 18年6月3日付「日本農業新聞」

(注4) 18年6月12日付「日本農業新聞」

2 JAと地域とのかかわり

—歴史的経緯—

本来、協同組合は経済的弱者が助け合う組織であり、産業振興を主眼とする組織ではなかった。英国のロッチデール消費組合やドイツのライファイゼン信用組合、あるいは二宮尊徳の報徳社や大原幽学の先祖株組合のように、地域を基盤とした相互扶助

にこそ原点がある。

1980年の国際協同組合同盟(ICA)大会における基調報告「西暦2000年における協同組合」(レイドロー報告)は協同組合の危機を指摘しつつ「協同組合の偉大な目的は、地域社会や村落をたくさん大都会の中に建設することである」とし、そのような「協同組合地域社会」を作るには「日本の総合農協のような総合的方法がとられなければならない」と述べた。^(注5)

95年のICA総会で採択された協同組合原則は「地域社会への係わり」(第7原則)で「協同組合は、組合員が承認する方針に沿って、地域社会の持続可能な発展に努め」とした。^(注6)97年に策定された日本のJA綱領も「環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう」とうたっている。^(注7)

第二次世界大戦前の産業組合も、当初から総合事業を営んでいた。近代的協同組合の創設に奔走した品川弥二郎や平田東助は当初、ライファイゼンをモデルとした信用組合を構想していた。昭和恐慌による農村窮乏に頭を悩ませた農林省は、農山漁村経済更生運動の担い手として産業組合を位置づけ、販売・購買・信用・利用の4事業の兼営を奨励した。

戦時下の43年に産業組合は農会と統合され農会会となり、その際に農会から営農指導と農政活動を引き継いだ。また、米麦の生産・流通を国家が管理する食糧管理制度(42~95年)や農業資材の配給といった統制経済の実行機関にもなった。こうした行政

補完的な機能は一定程度、戦後の農協にも引き継がれた。

戦後農協の組織基盤は、農地改革で創設された小規模な自作農による同質的な農業構造だった。農業会が農家を「当然会員」として強制加入させていたこともあり、戦後も農家が農協に加入することは当然視された。農村部では、農協がそのまま地域を包摂する組織だった。

しかし、高度経済成長期以降は農村の混住化が進んだ。2015年時点でみれば、全国13万8,256の農業集落のうち農家率（総戸数に占める農家戸数の割合）が50%以上の地域は2万9,827と2割強にすぎない。^(注8)混住化だけでなく、農業者自体が組織経営体を含む担い手層と小規模層へ分化し、小規模農家の多くは自給的農家を経て「土地持ち非農家」に移行していく。

こうした構造変化を背景にJAの准組合員は増え続けてきた。第2図に示すとおり、16年度時点で准組合員数は正組合員の1.4倍に達し、全組合員の6割近くを占める。

第2図 JAの組合員数



資料 農林水産省「総合農協統計表」
(注) 正・准組合員とも「団体」を含む。

JAと地域の関係も、こうした現実を踏まえて考える必要がある。

(注5) レイドロー (1989)

(注6) IYC記念全国協議会サイト

(注7) 全国農業協同組合中央会 (JA全中) ホームページ

(注8) 2015年農林業センサス

3 変容する地域社会への対応

このような変化にJAが無自覚だったわけではない。70年の第12回全国農協大会で決議された「生活基本構想」は、高度成長を背景としたさまざまな社会情勢の変化を踏まえ「農協は、人間が、人間らしい生活をしていくための運動の中核体となり、人間連帯にもとづく新しい地域社会の建設をめざして運動しなければならない」と宣言した。

具体的には、都市化、過疎化、高齢化、環境破壊、家庭・社会生活の変化（地縁・血縁コミュニティの希薄化）などに対応し、健康増進（厚生事業）、高齢者福祉、子どもの健全育成、総合的な生活保障、住環境の整備、生活購買の強化、文化・スポーツの振興など多岐にわたる活動に取り組み、そのための組織を確立するとうたった。

85年の「農協生活活動基本方針」は、より具体的に単協における生活関連部署の設置や集落単位の生活部会・生活班の結成、個々の活動目的に応じた組合員組織の育成を打ち出した。

さらに「住民の連帯感とそれにもとづく協同活動を活発化させていく」との方向を

示し「組合員が抱える生活課題のなかには、農協組織の力だけでは解決できず、関係団体、行政等と連携してすすめることが効果的な課題がある」として、組織の壁を超えた協働を求めた。

当時は「住民は行政サービスの受け手」という意識が強く、NPO（非営利組織）などの市民活動もまだ盛んではなかった。そのような時代に地域住民の主体的な活動と多様な社会連帯の形成を目指した点に高い先見性が感じられる。あるいは、経済偏重の風潮にゆがめられた社会（レイドロウ報告がいう「若干狂気じみた方向へ進んでいる世界」）に対する危機感が、協同組合としての原点回帰を促したとも考えられる。

こうした方針に基づきJAが展開してきた生活関連事業は多岐にわたる（第3図）が、一例として「JA助けあい組織」の高齢者福

祉活動を概観してみたい。

JAの厚生事業（地域医療）には戦前からの長い歴史があるが、高齢者福祉事業は92年5月の農協法改正で初めて可能になった。厚生省（現・厚生労働省）も公的在宅福祉サービス事業の委託先としてJAを位置づけたが、実際に取り組むJAは少なく、代わりに地域福祉を担ったのが「JA助けあい組織」だった。多くはJA女性組織の専門部会という形で設置され、ヘルパー資格を取得した女性組合員が有償ボランティアとして高齢者のケアに当たった。その数は最盛期の03年に979組織に達した（第4図）。

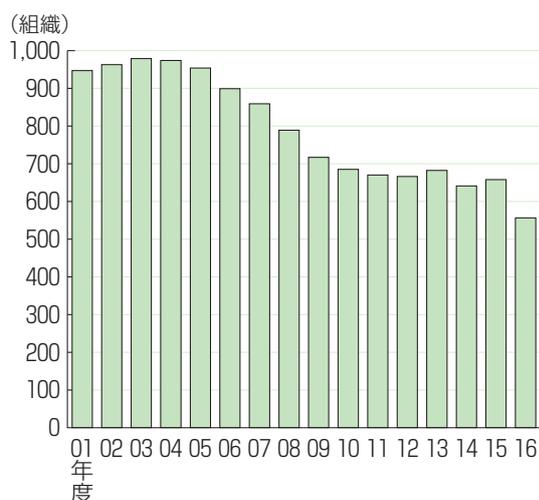
00年に介護保険制度がスタートすると、今度は介護事業に参入するJAが相次ぎ、訪問介護や居宅介護支援（ケアマネジメント）にも乗り出した（第1表）。JA本体の介護事業とJA助けあい組織は「車の両輪」とされ

第3図 JAくらしの活動の概念図(イメージ)



出典 全国農業協同組合中央会資料を一部修正
 (注) 実施JAおよび県域によって概念区分の整理は異なる。

第4図 JA助けあい組織の数



資料 全国農業協同組合中央会『JAファクトブック』

第1表 介護事業を行うJAとその事業所数

事業種別	実施JA数	事業所数		
		28年度	27	26
訪問介護事業 (ホームヘルパー)	222	303	300	301
通所介護事業 (デイサービス)	138	228	229	218
居宅介護支援事業	199	291	293	283
福祉用具貸与事業	68	83	84	70
福祉用具販売事業	65	82	83	68
訪問入浴事業	5	6	6	7
短期入所生活介護事業 (ショートステイ)	10	12	13	12
地域密着型サービス各種	33	57	44	46
計	740	1,062	1,052	1,005

出典 JA高齢者福祉ネットワーク・全国農業協同組合中央会「JA-CARE.NET」

(注) 各年4月1日現在(複数の事業を営むJAがあるためJAの実数とは一致しない)。

たが、相互の有機的連携が進まず、結果的に助けあい活動が低調になった面もある。

現在はミニデイサービス(高齢者の交流サロン等)、配食サービス、施設内ボランティア、独居高齢者の見守り・安否確認など、主に周辺的な分野を担う。組織数は漸減傾向だが、16年度末で556組織、3万1,154人

第2表 助けあい活動の現況(2016年)

活動の現況	(単位 組織, %)	
	組織数	割合
順調に拡大	66	10.9
現状維持	464	76.4
活動は縮小	68	11.2
活動実態なし	13	2.1

資料 全国農業協同組合中央会

(注) 4月1日現在。

(うち2万8,448人が女性)が活動している。9割近い組織は「現状維持」または「順調に拡大」している半面、会員の減少と高齢化などを背景に活動が縮小ないし休止状態になっている組織も1割強ある(第2表)。

また、16年の調査では59%がJA女性組織から独立した別組織になっている。これは05年にJA全中が取りまとめた方針「JA助けあい組織のあり方(今後の方向性)」で「協同組合運動を地域へ広める住民参加型組織」と位置づけられ、自主的な会員制組織への転換が図られてきたためである。^(注9)

12年に施行された改正介護保険法は「地域包括ケアシステム」の構築を掲げた。これは、高齢者が可能な限り住み慣れた場所で暮らし続けられるよう、地域内の多様な福祉の担い手が連携する考え方である。住民参加型のJA助けあい組織の意義はますます大きくなっている。

(注9) JA高齢者福祉ネットワーク・全国農業協同組合中央会「JA-CARE.NET」

4 新たな課題 ——人口減少時代を迎えて——

日本社会は11年ごろから継続的な人口減少期に入った。^(注10) 国立社会保障・人口問題研

究所の17年時点の中位推計（長期の合計特殊出生率を1.44と仮定）によると、15年に1億2,709万人だった総人口は2065年の8,808万人まで3割の減少が予測される。生産年齢人口（15～64歳）の割合は60.8%から51.4%に低下し、高齢化率（65歳以上の割合）が26.6%から38.4%に高まる。現役世代1人が高齢者ほぼ1人を支える「肩車社会」が到来する。

総人口が減るなかで東京圏への一極集中は続き、人が現住する地域の約2割が2050年までに無住化するとの見方もある。^(注11)民間シンクタンク「日本創成会議」（増田寛也座長）は14年に「全国896の市区町村が消滅する可能性がある」との予測を発表し、安倍政権は「地方創生」を重点政策に掲げた。

同会議の推計や政府の施策には多くの問題点があるが、ここでは論じない。ただし、ミクロの視点でみれば若者が中山間地域や離島に移住する「田園回帰」現象も起きており、人口が増加に転じた地域も少なくないことは多くの識者が指摘している。^(注12)住民の内発的な努力によって地域の魅力を高め、こうした流れを加速することが「消滅」回避の鍵になろう。

一方の大都市圏は子育てや介護のインフラ不足と雇用の不安定化（非正規化）が進み、地域コミュニティが希薄な「無縁社会」である。そこに人が集まれば、出生率のさらなる低下、生涯未婚率の上昇、単身高齢者や「一人親家庭」の貧困・社会的孤立といった問題がますます深刻化する。かつて繁栄の象徴だったニュータウンの「限界集

落化」、空き地・空き家・空き店舗の増加による市街地の「スポンジ化」もあり、日本の地域社会は大都市、地方ともに複雑かつ解決困難な課題に直面している。しかし、国も地方自治体も多額の借金を背負い、十分な対応能力を持ち合わせていない。

若者が希望を持って暮らし、安心して子育てができる地域、高齢者が孤立することなく幸福な老後を過ごせる地域は、今や行政だけに任せては作れない。70年の「生活基本構想」が掲げた「人間連帯にもとづく新しい地域社会の建設」という理念は決して色あせていないばかりか、むしろ重要性を増している。

（注10）総務省統計局ホームページ「統計Today No.9」

（注11）総務省「都市部への人口集中、大都市等の増加について」（16年12月2日「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会」提出資料）

（注12）小田切（2014）、藤山（2015）

5 さまざまな取組み

ここからは、四つのJAにおける地域活性化の取組みを紹介したい。もちろん、同様の事例は数多く、ここで取り上げるものが必ずしも「先進事例」ではない。また、いずれも「自己改革」の一環として始められたものではないことをお断りしておく。

（1）地域運営組織との連携

—JA上伊那—

JA上伊那は長野県南部の伊那・駒ヶ根両市など8市町村を事業区域とする。「伊那

谷」と呼ばれる天竜川沿いの地域で、総農家戸数は1万2,000戸ほどだが、小規模兼業農家が多く、総じて高齢化が進んでいる。

07年度の「品目横断的経営安定対策」導入を契機に集落営農組織の結成が進められ、現在は管内に49組織（うち全戸加入型は45組織）がある。

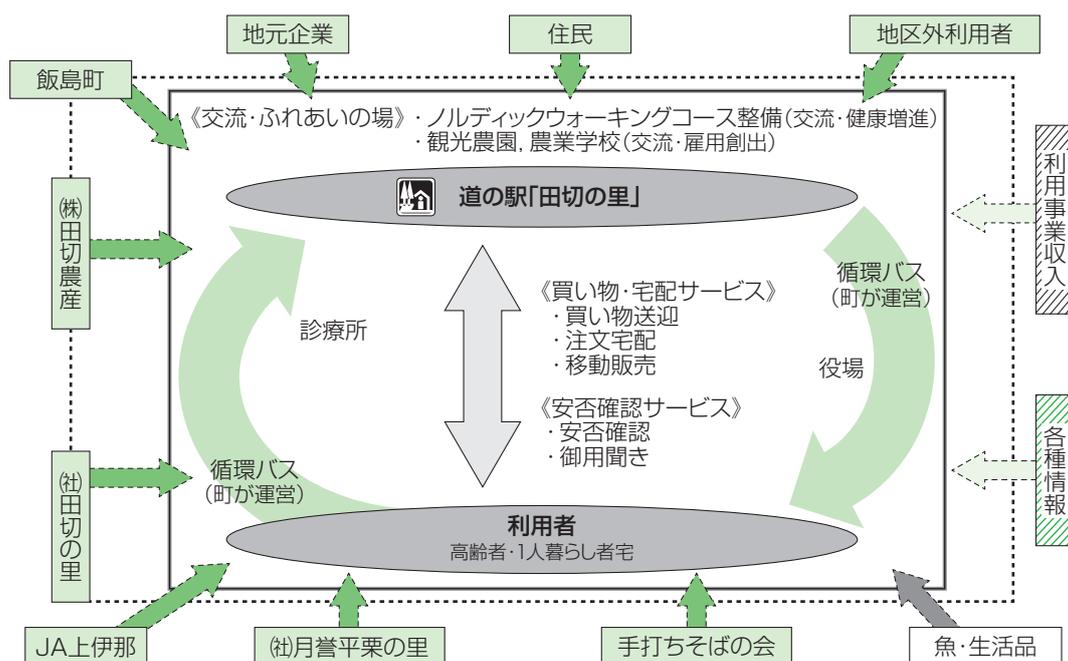
もう一つの特徴は、8市町村すべてに「営農センター」または「農業振興センター」が設置されている点である。これは一般的なJAの営農センターとは違い、JAと市町村、農業委員会、農業改良普及センターなど関係機関がすべて参加し、連携して地域農業を支える一種の協議体である。

「飯島町営農センター」の下、飯島町田切地区の集落営農を担ってきたのが09年設立の株式会社田切農産と、15年設立の一般社

団法人「田切の里営農組合」だが、さらにそれらと連携して株式会社「道の駅田切の里」が16年7月に発足した。同社は地区住民とJAなどの出資で設立された。国道153号線沿いの道の駅「田切の里」の運営を指定管理者として町から受託し、そこに直売所や飲食店（レストラン・そば店）を開設しているが、それだけではない。

直売所では住民向けの生鮮食品や日用品も販売しているほか、移動販売車で週に4回、地区を巡回し「買い物弱者」の需要に対応している。また、町の社会福祉協議会と連携して高齢者の安否確認や「御用聞き」を行い、要望に応じて草刈りなどの生活支援を行っている。さらに道の駅周辺の農地でコスモスを栽培し、農作業体験や健康づくり等のイベントも開く計画である（第5図）。

第5図 田切地区住民のための道の駅



資料 JA上伊那

初代社長に就任した中林正文氏はJAの元専務理事で、現社長の久保田省吾氏は町役場出身である。副社長の下島修氏も18年5月末までJAの理事を兼任し、また直売所店長の倉澤昇氏はJAスーパーの元店長であるなどJAとは密接に連携している。また、31人のスタッフのうち2人は首都圏から移住してきた地域おこし協力隊^(注13)の隊員である。

同社のように、地域の暮らしを守る住民組織は「地域運営組織」(RMO=Region Management Organization)と呼ばれる。総務省によると、17年度時点では全国675市町村で4,177組織が活動しており、その活動拠点となる「小さな拠点」(道の駅など)は全国に908か所ある。「田切の里」もその一つである。^(注14)

また、JAは別の子会社を通じて大手コンビニエンスストアチェーンのファミリーマートと提携し、13年の1号店を皮切りに「ファミリーマートJA店」を管内10か所に展開している。直営店舗をコンビニに転換し、宅配便や郵便、金融機関のATMなどの機能も利用できるようにした。直営店舗網の維持が困難になってきたことが背景ではあるが、住民の切実なニーズに応えるための工夫が「コンビニ化」であった。

JA上伊那は18年2月に「地方創生に貢献する金融機関」として、地方創生担当大臣から表彰された。JA上伊那の岡野哲也営農企画課長は「当たり前だと思ってやってきたことが評価され、戸惑いもある。取組みの基礎には地域の農地を皆で守ってきた集落営農の積み重ねがある。小規模農家が多

かったことが結束の強さを生んだのではないか」と話している。

(注13) 大都市圏から過疎地などに1～3年間移住し、地域振興につながる活動をしてもらう国の制度。隊員1人につき最高400万円が派遣先の市町村を通じて交付される。17年度末で5,000人近い隊員が活動しているが、20～30歳代が7割を占め、6割は任期終了後も地元で定住している(総務省調べ)。

(注14) 内閣府「小さな拠点・地域運営組織の形成に関する取組」(18年6月1日)

(2) 准組合員が援農ボランティア

—JA横浜—

JA横浜は17年9月末時点で1万2,167人の正組合員、5万5,316人の准組合員を抱える典型的な都市型JAだが、地域農業振興や都市農地の保全、地産地消(直売所)などに熱心なことでも知られている。

JA横浜では、組合員の営農支援対策の一つとして「アグリサポート事業」がある。この事業のなかには、高齢化で農作業の負担が重くなった生産者を支えるため、准組合員がボランティアとして農家に出向き、営農を支える「援農ボランティア」と呼ばれる仕組みがある。

18年6月上旬時点の登録者は76人(北部30人、南部46人)で、イモ類やラッカセイ、タマネギ、大豆、トウモロコシなど主に畑の作業を手伝う=写真1。准組合員を対象に、12年度から開いている農業体験講座の修了者からボランティアを募る形で始まり、18年で5年目になる。収穫イベントなどを除けば平日の作業が基本であるため、参加者は定年退職後の人が多い。

体験講座は北部・南部合わせて5か所の



＜写真1＞JA横浜の准組合員による
援農ボランティア活動
(写真：JA横浜提供)

研修ほ場で実施し、JAの営農技術顧問が指導に当たる。

援農ボランティアの参加者と農業者の間に金銭のやり取りはなく、時折、収穫した野菜を頂く程度である。援農ボランティアにとっては土に親しみながら横浜の農業を応援できることがやりがいになる。

また、JAの長田真一・横浜農業総合対策室次長は「農家側の要望が強く、口コミで聞きつけて『うちにもお願いしたい』といった要望が多く寄せられている」と話す。

現時点では体験講座の延長線上という位置づけだが、近く制度を整備し、来年度より本格稼働する方向で検討している。

横浜市内の経営耕地面積は05年の2,034haから15年の1,691haへと10年間で2割近く減少しており、生産緑地制度の「2022年間^(注15)問題」もあって都市農地を巡る環境は厳しい^(注16)。准組合員が「農業の応援団」から本格的な担い手へステップアップすることへの期待もあるが、現在は退職者中心の参加者を、どのように青壮年層へ広げていくかが課題である。

JA横浜の取組みは地域農業を支えることが目的だが「所得増大」や「生産拡大」を追求するというより、良好な都市環境を保全する意義が大きいように思われる。都市農業には環境・景観の保全や防災などの公益的機能があり、都市農業振興基本法（15年施行）と都市農業振興基本計画（16年閣議決定）によって「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと位置づけが変わった。「農あるまち」を守るうえで、都市型JAの役割は一段と増している。

（注15）2015年農林業センサス

（注16）改正生産緑地法（91年施行）により指定された生産緑地が22年に一斉に30年間の期限を迎える問題。営農を継続できない場合は市町村に買取りを申請できるが、自治体が応じなければ指定が解除され、農地優遇税制は適用されなくなる。このため大量の農地転用が発生する懸念が指摘されている。

（3）子育て支援センターの運営

—JA北つくば—

JA北つくばの事業区域は茨城県西部に位置する筑西・桜川・結城の3市にまたがり、米、野菜、果樹、畜産など多様な農業が営まれる地域のJAである。しかし「最近では農村部も少子高齢化が進んで子どものいる家庭が減り、育児の悩みを抱える若いお母さんの相談相手が乏しい」とJAの子育て支援センター「はだしっ子」=写真2=でセンター長を務める生井明美氏は話す。

センターが開設されたのは08年4月。その前年に、JA合併による遊休施設の有効活用などのさまざまな課題を話し合う職員らの研究会が三つのテーマで設置され、その一つが「子育て」だった。メンバーは担当



<写真2>JA北つくばの子育て支援センター「はだしっ子」(筆者撮影)

課長を除き5人全員が女性で、なかには保育士の資格を持つ職員もいた。

託児所や学童保育とする案も出たが、ただ子どもを預かるのではなく、親子が一緒に参加し交流する場とすることにした。施設には、桜川市内にある合併前のJAの出張所を充てた。

面積は一般の保育園などと同程度で、保育士2人が常駐している。週2回(火曜の午前と木曜の午前・午後)、0～6歳の子どもの親または祖父母が訪れ、月に1回は農作物の収穫体験などの「企画あそび」も催す。10月にはファミリーコンサートを開き、そこでは音楽アトラクションのほか、農産物の直売や試食、育児相談などのコーナーなども設ける。年に一度はJA茨城県厚生連土浦協同病院から看護師や助産師の派遣を受け、育児相談にも応じている。

利用者はJA管内の3市の居住者に限定しているが、員外でも利用できる。JAの広報誌を通じて募集しているほか、桜川市役所の窓口にもチラシを置いてもらっている。17年度の利用者は週2回の「自由あそび」

が843組、月1回の「企画あそび」が205組だった。また、14年度からは結城市内のJA支店を会場に、センターと同様の「はだしっ子ひろば」も月1回開催している。17年度は69組が利用した。

筆者の訪問時(18年6月21日)には、祖父母も含め10組ほどが参加していた。第2子にあたる2歳の男児を連れた母親は「上の子の時から2年続けて利用している。人見知りの激しかった子が皆と仲良く遊べるようになり、自分にとっても“ママ友”との交流や保育士さんの助言がありがたい」といい、保育士の一人は「よそから引っ越してくるなどして不安を感じているお母さんも多い。こういう施設がある意義は大きいと思う」と話していた。

「子ども以上に、親のためになっている」というのが生井センター長の見方である。参加者に事業推進(貯金や共済の勧誘)はしないが「JAのことを知ってもらう機会としても重要。農業体験などJAだからこそできることに取り組んでいきたい」と強調した。

(4) 子ども食堂に農産物を提供

—JA東京中央—

東京都の大田、品川、世田谷、目黒、杉並、中野、新宿の7区を事業区域とするJA東京中央は、約1万3,000人の組合員のうち約1万1,000人(85%)を准組合員が占める。JA横浜と同様、典型的な都市型JAだが、世田谷区や杉並区は東京23区のなかでは練馬区に次いで都市農業の盛んな地域でもある。^(注17)

同JAは17年から、杉並区内の「子ども食

(注18) への食材提供に取り組んでいる。前年に区役所を通じて話があり、実際の食堂運営者らにも話を聞いたうえで協力を決めた。当初は「規格外の野菜を無償提供してほしい」と頼まれたが、JA青壮年部で協議したところ「出すからには、きちんとしたものを出したい」という意見が多く、JAが費用を負担して正規品を提供することにした。

対象は区内6か所の子ども食堂で、それぞれ月に1、2回開催される。トマト、ナス、キュウリなどの果菜類を中心に多様な品目を用意し、1回あたり1,500円をJAが生産者に支払う。生産者にはあらかじめ開催日を知らせて杉並グリーンセンター（営農センター）に作物を集め、それを食堂運営者が受け取りに来る方式である。時期によって品目の違いや増減はあるが、年間を通じてみれば15戸ほどの生産者が協力している。

取組みをきっかけに、区の社会福祉協議会で開く「杉並子ども食堂ネットワーク連絡会」など関係団体の親睦会にもJA職員が参加するようになった。子ども食堂の運営者が生産者の畑を訪れ、農作業の風景を写真に撮って食堂の利用者に見せるなど、都市農業の現場を住民に知ってもらう良い機会にもなっている。

食堂の利用者にも好評で「JAの野菜は新鮮でおいしい。家でトマトを食べない子が、子ども食堂では食べるようになった」という親の声もあるという。JAの担当者である吉田知弘氏は「農家の側もやりがいとこだわりをもって作ってくれている。時期によ

っては提供できない野菜もあるが、その点も食堂側には理解してもらっている」と話す。将来的には子どもたちに農業体験の機会も提供し、食農教育の場としたいというのが吉田氏の個人的な思いである。

ただ、マスメディアなどを通じ「経済的に恵まれない子どもに食事を提供する場」という誤解が広がり、関係者は悩ましく感じているという。「子どもの貧困」対策と捉えると参加の枠が狭まり、参加者は負い目を感じてしまう。子ども食堂はあくまでも「孤食」の解消と、食を通じて地域の「つながり」を回復することが目的である。JAにとっても、食と農を通じて地域住民とつながる意義は大きい。

(注17) 2015年農林業センサスによると、東京特別区の経営耕地面積は練馬区の160haが最大で、世田谷区98ha、杉並区35haが続く。ただし世田谷区南部にはJA世田谷目黒もあり、JA東京中央が全域をカバーしているわけではない。

(注18) 家庭の事情などにより一人で食事をとる、あるいは十分に食べられない子どもたちに無料または安価で食事と交流の場を提供する活動。一人暮らしの高齢者らを対象に加える場合もある。運営主体は個人のボランティアやNPOなどさまざま。第1号は12年に東京都大田区で誕生したとされ、支援団体の「こども食堂安心・安全向上委員会」（代表・湯浅誠法政大学教授）が調べたところ、18年1～3月時点で全国2,286か所が開設されていた。

6 まとめにかえて

前節で紹介した「子ども食堂」は数年間で爆発的に広がった新しいタイプの社会運動である。福田（2017b）によると、17年10月末時点で13都府県の19JAが食材提供などで協力している。農林水産省が同年10～

11月、子ども食堂運営者に行ったアンケート（回答数274）調査によると、13.1%が「農林・水産・畜産関係者（農協、漁協等団体）」と連携していた。

数の上ではまだ少ないが、JAの関与は今後も増えていくであろう。直近の報道では、JA女性部が自ら子ども食堂を開設した事例^(注19)もある。また、県と連携して子どもの「居場所づくり」などを支援するプロジェクト^(注20)に乗り出したJAもある。

子育て支援も新しい展開をみせている。かつての人口急増期（高度経済成長期）には、農繁期に農家の子どもを預かる「農協立」の保育園や幼稚園が設立されたが、次第に学校法人などへ移行、あるいは廃止された。

現在は少子化のなかで育児を巡る新たな困難が生じている。核家族化や地縁・血縁の希薄化で若い母親が家族や隣人のサポートを受けにくくなり、保育施設などのインフラも足りない。そのことがまた少子化に拍車をかけるという悪循環になっている。この分野でも20道県の24JAが子育て支援活動（学習支援を含む）^(注21)に取り組んでいる。

JA上伊那が連携する「道の駅田切の里」のような地域運営組織は新たな住民自治の担い手として注目され、JAとの連携が期待されている。以前から地域のさまざまなニーズに応えてきた総合農協の潜在力は大きい^(注22)。支店や購買店舗、農産物直売所などの施設をコミュニティ・ビジネスや交流の「小さな拠点」として活用していくこともできる。農山村の資源を生かした再生可能

エネルギー（小水力やバイオマスなど）の開発も選択肢である。

JAが持つ最大の強みは、食と農を通じて人と人とを結びつける力であろう。農作業体験（体験農園）、援農ボランティア、農福^(注23)連携などさまざまな取組みが広がっているが、その可能性は混住化の進む都市部でこそ大きい。

地域が農を支え、農が地域を活性化する取組みは、広義のCSAともいえる^(注24)。都市住民を農業の応援団にすることで、さまざまな公益的機能を持つ都市農地が維持され、住民側にもメリットがある。都市型JAはその媒体として最適な存在であろう。

金融分野でもできることがある。たとえば、地域の課題解決のために活動するNPOや社会起業家へ資金を融資する「NPOバンク」が90年代以降、各地で次々と設立されてきた^(注25)。そのなかには地元の信用組合などと提携しているケースもあるが、JAも金融面からこうした市民活動を支えていくことは可能ではないか。

「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」は技術革新、コスト削減、販売力の強化といった明快な道筋を描きやすい。しかし、地域活性化というテーマが内包するのは極めて多様で、無限ともいえる広がりがある。筆者が思いつくままに並べた「ウィッシュリスト」が第3表だが、地域のニーズはさらに複雑化、多様化している。思いつきではなく、各JAが地域の実情を見すえて独自に展開していくしかない。

その際に重要なのは対話と連携であろう。

第3表 JAに期待される新たな役割
(他組織との連携を含む)

高齢化への対応	買い物弱者対策(移動販売など)
	交通弱者対策(コミュニティバスなど)
	高齢者の見守り・生活支援
	要介護者を抱える家族のサポート
少子化への対応	子育て支援(保護者へのサポート)
	子ども食堂の運営または運営支援
食と農を通じた「つながり」の構築	食品ロス削減(フードバンクへの協力など)
	農業体験の機会提供・食農教育
	農福連携またはそのマッチング
	農地維持を通じた環境・景観保全
コミュニティの維持・再生	防災・防犯・被災者支援
	イベントなどを通じた住民間の交流
	祭事・伝統芸能など地域文化の継承
地方創生への貢献	アグリツーリズムや農家民泊の推進
	再生可能エネルギーの開発
	地方創生を巡る行政との連携
	社会的起業への金融支援

資料 筆者作成

JAは准組合員をはじめとする地域住民、生協・漁協など他の協同組合、民間企業、NPO、行政機関など地域を支えるさまざまなプレーヤーとの間で対話を重ね、緊密な連携態勢を構築していくことで「小さな協同」の種を見つけ、育てていく必要がある。

農業も金融も、JAを取り巻く環境は今後ますます厳しさを増していく。「地域のことなどにかまけていられない」と思う関係者もいるかも知れない。しかし「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」というアイデンティティーを忘れてしまっては、JAの存在意義はなくなり、国民の支持も失われる。最も重要な自己改革は「協同組合らしさ」の原点に立ち返ることではないだろうか。

(注19) 中日新聞電子版(18年6月17日付)による

と、JA富士市は女性部のボランティア活動として子ども食堂を開設した。

(注20) JA長野中央会のポータルサイト「いいJAん! 信州」によると、JAながのと長野県は17年6月16日、子どもたちに食事や学習の機会を提供する「信州こどもカフェ・こども食堂」への支援と農畜産物のプロモーションなどを行う共同プロジェクトを始めると発表した。

(注21) 福田(2017a)

(注22) 寺林(2017)

(注23) 農業と福祉の連携。心身の障害や生きにくさを抱えた人々が、農作業に参加することで社会との接点を獲得(回復)する試みともいえる。社会福祉法人やNPOによる取組みが多いが、18年3月17日付「日本農業新聞」によると、長野県のJA松本ハイランドは18年度から本格的な農福連携の仲介事業(農家と福祉事業所のマッチング)に乗り出す。

(注24) Community Supported Agricultureの略で「地域支援型農業」「コミュニティ農業」などと訳される。地域の消費者が生産者と連携して農業を支える仕組み。米国で80年代に始まったとされ、欧州にも拡大している。日本でもCSAを掲げる農場が広がりつつある。

(注25) 市民の自発的な出資を元に、地域社会や福祉、環境保全のための活動資金を団体や個人に融資する非営利金融機関。「全国NPOバンク連絡会」には18年7月時点で準会員を含む26団体が加盟している。

<参考文献>

- ・明田作(2012)「協同組合法の系譜と将来展望」『農林金融』2月号
- ・朝倉美江(2008)「リスク社会におけるJAの助けあい活動の役割と展望—『JAの助けあい活動に関する調査研究』から—」『共済総合研究』第52号
- ・石田正昭・小林元編著(2015)『JAの運営と組合員組織』全国共同出版
- ・石田正昭・小林元編著(2017)『JAの価値と役割』全国共同出版
- ・石田信隆・農林中金総合研究所編著(2015)『「地方創生」はこれでよいのか—JAが地域再生に果たす役割—』家の光協会
- ・内田多喜生・木村俊文(2002)「3年目に入った農協の介護保険事業の現状と課題」『農林金融』9月号
- ・岡崎昌之編(2014)『地域は消えない—コミュニティ再生の現場から—』(全労済協会監修)日本経済評論社
- ・小田切徳美(2014)『農山村は消滅しない』岩波書

店

- ・尾中謙治 (2007) 「地域住民・地域社会への農協の取組み—平成17年度農協経営力調査結果から—」『農林金融』3月号
- ・川村保 (2016) 「地域における農協の役割と新たな可能性について」地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議 (第4回) 資料
- ・北出俊昭 (2014) 『農協は協同組合である—歴史からみた課題と展望—』筑波書房
- ・斉藤由理子 (2009) 「集落組織の展開方向—組織再構築・活性化・新組織の創設—」『農林金融』4月号
- ・斉藤由理子 (2018) 「JAの自己改革の特徴と課題—単位農協における農業振興を中心に—」『農林金融』2月号
- ・鈴木利徳 (1982) 『地域社会づくりと生活活動—農協の基本的課題—』日本経済評論社
- ・全国農業協同組合中央会 (1970) 『生活基本構想—農村生活の課題と農協の対策—』
- ・全国農業協同組合中央会 (1985) 「農協生活活動基本方針」
- ・高橋巖編著 (2017) 『地域を支える農協—協同のセーフティネットを創る—』コモンズ
- ・田代洋一 (2006) 「組合員・地域から必要とされる農協づくりに向けて」『農林金融』7月号
- ・田中秀樹編 (2017) 『協同の再発見—「小さな協同」の発展と協同組合の未来—』家の光協会
- ・蔦谷栄一 (2010) 「協同組合内協同の創造からの農協見直し—相互扶助の原理から共生の原理へ—」『農林金融』11月号
- ・寺林暁良 (2017) 「農協と地域運営組織との連携をめぐる論点—その意義と農協の果たす役割—」『農

林金融』10月号

- ・レイドロー, A.F. (1989) 『西暦2000年における協同組合—レイドロー報告—』(日本協同組合学会訳) 日本経済評論社
- ・根岸久子 (2001) 「協同の基軸となる農協の高齢者福祉事業と活動のあり方—住民参加型の事業と活動の構築—」『農林金融』4月号
- ・根岸久子 (2003) 「生活活動の現代的意義—協同活動の強化に不可欠な生活活動—」『農林金融』8月号
- ・農山漁村文化協会編 (2015) 『農協 准組合員制度の大義—地域をつくる協同活動のパートナー—』
- ・農林中金総合研究所 (2006) 「日本の農業・地域社会における 農協の役割と将来展望 (下)—最近の農協批判に改めて—」『農林金融』7月号
- ・原弘平 (2011) 「協同組合の新たな位置付け—「社会的経済」としての協同組合のあり方—」『農林金融』12月号
- ・福田いずみ (2017a) 「JAの子育て支援の変遷—多様化するニーズと展望—」『共済総合研究』Vol.75
- ・福田いずみ (2017b) 「広がりをもせる子ども食堂—JAの関与と可能性—」『共済総研レポート』No. 154
- ・藤山浩 (2015) 『田園回帰1%戦略—地元にと人と仕事を戻す—』農山漁村文化協会
- ・増田佳昭編著 (2013) 『JAは誰のものか—多様化する時代のJAガバナンス—』家の光協会

(ゆきとも わたる)



JAグループによる肥料購買事業改革の実践

—地域での取組みに着目して—

研究員 長谷 祐

〔要 旨〕

JAの自己改革において、生産資材購買事業の改革は「農業者の所得向上」「農業生産の拡大」に向けた重点実施分野の一つとして位置づけられており、全国でその実践が進められている。

本稿では生産資材のうち、政策的にも取組みが進められている肥料に着目して、JAグループによる購買事業改革の事例を取り上げ、それを実践主体（地域のJA、都道府県段階の連合会、全国段階の連合会）および、仕入れ、流通、利用の各プロセスの観点から整理した。

その結果、実践主体によって事業改革の対象となるプロセスが異なるものの、JAグループ全体でみれば、仕入れ、流通、利用の全てのプロセスで改革が進められていること、特に利用段階では組合員のニーズに応える活動が進められていることが明らかとなった。一方で、その多くは端緒を開いたばかりであることから、今後は着実な実践と農業者に伝わる成果を出すことがより一層重要となるだろう。

目 次

- | | |
|-------------------------------|--|
| はじめに | (1) 目にみえる改革に向けて
—JA全農本部— |
| 1 わが国の化学肥料産業と農業経営に
おける位置づけ | (2) 県域を超えた連携
—JA全農いばらき— |
| (1) 肥料の種類 | (3) 組合員のニーズに応える地域のJA
—JAおきなわ、JAあしん— |
| (2) 化学肥料の生産 | 4 事例にみる肥料購買事業改革の特徴 |
| (3) 肥料需要と農業経営費に占める
肥料費の割合 | (1) 段階によって異なる役割 |
| 2 JAグループ肥料購買事業の現状と改革
の方向 | (2) 利用プロセスにおける肥料購買事業の
機能強化 |
| (1) 肥料購買事業利用の現状 | おわりに |
| (2) 肥料購買事業改革の方向性 | |
| 3 JAグループによる肥料購買事業改革の
事例 | |

はじめに

肥料は農業生産に欠かせない生産資材であり、JAグループによる共同購入が高いシェアを占めてきた。しかし、近年では若手農業経営者や法人経営者を中心として、小売業者やホームセンターも含めた多様な調達方法が模索されるようになってきている。

また、JAグループの生産資材購買事業についても、政府から改革を求められている。2014年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」では、単位農協（以下「JA」という）の生産資材購買について、JA全農全国本部（以下「JA全農本部」という）や経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達することとされた。

さらに、16年からの規制改革会議等でも肥料も含めた生産資材価格引下げについて議論が重ねられ、同会議の提言を受けて同年11月に政府は「農業競争力強化プログラム」を決定している。このなかで生産資材に関しては、生産資材業界の業界再編と合わせて、JA全農本部にも購買事業の見直しを求めている。

その内容の是非はともかくとして、以上のような状況に対して現在JAグループが実施している「創造的自己改革」では、生産資材購買事業の改革を「農業者の所得向上」「農業生産の拡大」に向けた重点実施分野の一つとして明確に位置づけ、全国で事業改革が進められている。

本稿では生産資材のうち政策的にも取組

みが進められている肥料に着目して、JAグループによる購買事業改革について、その現状と特徴を把握することを目的としている。JA全農本部では、17年から肥料の銘柄集約や新たな共同購入による価格引下げを実施しており、18年にはさらに対象を広げて取り組んでいくことが公表されている。また、地域のJAや都道府県段階でも地域農業の実情に合わせた改革が進められており、本稿ではそうした地域での実践に着目する。

以下ではまず、わが国の化学肥料産業とJAグループの購買事業の現状について整理する。次いでJAグループ各段階での事例を紹介し、最後にJAグループとしての事業改革の特徴について述べる。

1 わが国の化学肥料産業と農業経営における位置づけ

(1) 肥料の種類

肥料の分類方法はいくつかあるが、原材料の視点からは動植物質を原料とする「有機質肥料」と無機化合物を原料とする「無機質肥料」に分類される。無機質肥料は人工的に合成されるため「化学肥料」とも呼ばれ、わが国で利用されている肥料のほとんどが化学肥料となっている（第1表）。

また、肥料は窒素、リン酸、カリの3つの成分によって構成され、それぞれの成分しか含まないものが「単成分肥料（単肥）」、2種類以上含むものが「複合肥料」と呼ばれる。複合肥料のなかで、単肥を化学的に混合したものは「化成肥料」と呼ばれている。

第1表 肥料の分類

無機質肥料 (化学肥料)	単肥	窒素質肥料	硫安, 塩安, 尿素など
		リン酸質肥料	過リン酸石灰, 重過リン酸石灰など
		カリ質肥料	塩化カリ, 硫酸カリ
	複合肥料	配合肥料	BB肥料など
		化成肥料	普通化成肥料, 高度化成肥料
		その他	液状肥料など
有機質肥料	動物質肥料	魚かす, 骨粉など	
	植物質肥料	大豆油かすなど	
	有機廃棄物肥料	汚泥肥料など	
	堆肥化資材	牛ふん堆肥など	

資料 日本肥料アンモニア協会ホームページ

近年取扱いが増えているBB肥料（Bulk Blending肥料）も複合肥料の一種であり、窒素、リン酸、カリの粒状単肥を消費地に設けられた配合工場で混合して商品化するのである。化成肥料と比較して製造工程が単純であるために安価で製造できること、成分の配合割合の変更が容易であることなどから、土壌診断と合わせた利用が進められている。

（注1）一般的に、化成肥料は原料（窒素、リン酸、カリ）を計量した後、それぞれを粉碎→混合→造粒→乾燥→篩別という製造工程を経るが、BB肥料は粒状単肥を計量して混合するだけで完成する。

（2）化学肥料の生産

わが国では、窒素質肥料の一部を除いて化学肥料原料の大半を輸入に依存している。なかでもカリ質肥料については、そのまま肥料として利用可能な塩化カリの形で全量輸入している。そのため、国内で製造されるのは窒素質肥料およびリン酸質肥料が中心である。

窒素質肥料の製造はアンモニアを合成するところから始まる。窒素は空気中に無尽

蔵に存在するが、水素に関しては化石燃料（天然ガス、ナフサ）から得る。このアンモニアを中間原料として尿素や塩安、硫安^{（注2）}といった窒素質肥料が作られる。リン酸質肥料（過リン酸石灰、重過リン酸石灰など）はその全てがリン鉱石を主原料としており、リン鉱石から作られるリン酸液を中間

原料として合成されることが多い。リン鉱石は日本では非常に乏しい資源であることから、現在は全量を海外からの輸入に依存している。

アンモニアやリン酸液は合成工程における装置の役割が大きいため、プラントの大規模化によるコストダウンが図られている。わが国でも1950～70年代の合理化計画、大型化計画を経て、現在では少数の大規模化学メーカーによる生産が行われている^{（注3）}。

また、このようにして作られた窒素質肥料およびリン酸質肥料、輸入されたカリ質肥料は、単肥としてそのまま使われることは多くない。国内で作られた単肥成分のうち70%以上は、化成肥料などの複合肥料の製造原料として利用されている。

このため、国内の肥料生産業者は肥料原料から単肥や中間原料を生産する一次メーカーと、一次メーカーの製造した単肥や中間原料を混ぜ合わせて複合肥料を製造する二次メーカー（配合メーカー）に分類される^{（注4）}。

（注2）硫安はナイロンの原料となるカプロラクタムの副産物として合成される。

（注3）16年2月の時点でアンモニアが4社4工場、

リン酸液が2社2工場で生産されている（農林統計協会『ポケット肥料要覧』より）。

（注4）経済産業省「生産資材（肥料・農機）の現状について（平成28年9月）」によれば、肥料取締法に登録された肥料事業者は約3,000社であるが、化成肥料の生産業者はそのなかの250社である。さらにそのうち一次メーカーに分類される（工場を保有しているメーカー）のは18社である。

（3）肥料需要と農業経営費に占める

肥料費の割合

肥料の需要量については第1図にみられるように、農作物の作付面積が減少していることや、施肥量の低減が生産現場で進んだことから減少傾向を示している。特に08年^{（注5）}には肥料原料価格の高騰があり、それを受けた小売価格の高騰から需要量が大きく落ち込んだ。それ以降、農業生産の現場では省施肥の栽培体系が広がったことから面積当たりの施肥量も減少しており、全体の需要量も07年以前と比較して低い水準が続いている。

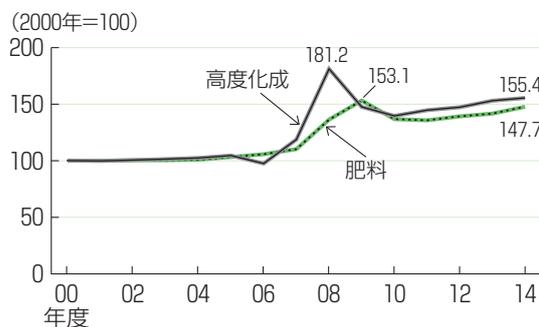
肥料小売価格（第2図）は、08年の原料価格高騰が09年には落ち着きをみせたことから同年夏頃に一旦急落したが、その後は原料価格や石油価格の動向を反映して、小

第1図 肥料の需要量の推移



資料 農林統計協会『ポケット肥料要覧』
（注）肥料年度とは7月1日から翌年6月30日までである。

第2図 肥料小売価格の推移



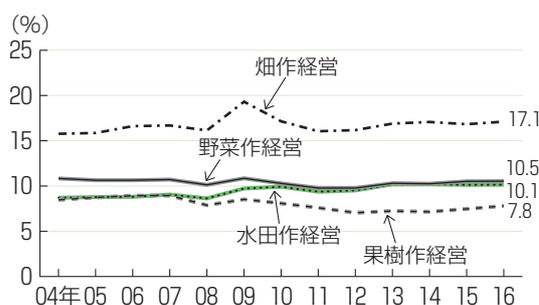
資料 農林水産省「農作物価統計調査」、農林統計協会『ポケット肥料要覧』
（注）肥料については「農作物価統計調査」の肥料価格、高度化成については「ポケット肥料要覧」の「農家の肥料購入価格」を参考に指数化。

売価格の緩やかな上昇基調が続いている。

次に、個別経営1戸当たりの農業経営費に占める肥料費の割合を第3図から確認すると、16年では水田作経営で10.1%、畑作経営で17.1%、野菜作経営で10.5%、果樹作経営で7.8%であり、いずれの営農類型でも20%に満たない水準となっている。近年の推移では大きな動きはみられないものの、肥料価格の動きを受けて微増傾向を示している。

（注5）高騰の背景には世界的な食糧需要の増加のみならず、バイオ燃料向け穀物の生産増加があったとされる。また、原料の産出が限られていることや海上運賃の上昇もあり、その結果として高騰した。

第3図 農業経営費に占める肥料費の割合の推移(個別経営1戸当たり)



資料 農林水産省「営農類型別経営統計(個別経営)」

2 JAグループ肥料購買事業の現状と改革の方向

(1) 肥料購買事業利用の現状

現状、肥料の流通構造は第4図のとおりであり、様々な主体が絡み合っている。JAグループに関してみれば、まず、肥料の原料調達にはJA全農本部が50%のシェアを占めており、製造された肥料についても、その66.4%がJA全農本部や県本部、経済連を介しながらJAへ流通している。

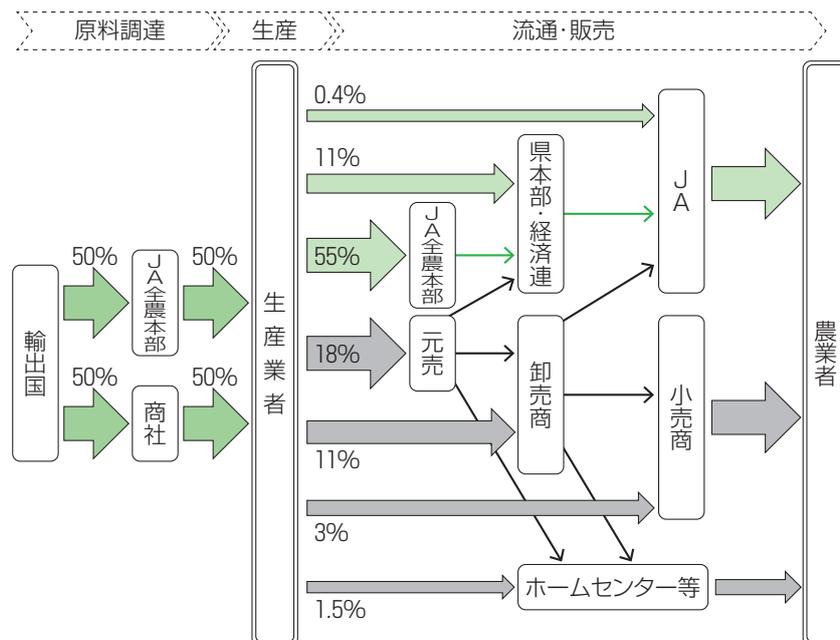
また、農業者への供給段階でのJAグループのシェアについて、農業生産全体における肥料投入額と系統の肥料供給・取扱高のデータを用いて計算したものが第5図である(注6)。これによると肥料投入額と系統の取扱

高の比率は、93年の64%から16年には45%まで低下している。

また、農林水産省が13年に実施した「農業資材コスト低減及び農作業の安全確保に関する意識・意向調査」の結果によれば、肥料の主な購入先(購入金額が最も大きい購入先)として「農協」を選択した農業者の割合は、販売金額300万円以下では84.1%に対して、3,000万円以上の農家では62.7%となっている。販売金額が大きくなるにつれて農協のウェイトが小さくなっており、大規模経営体において肥料調達先の多様化が進んでいることがうかがえる。

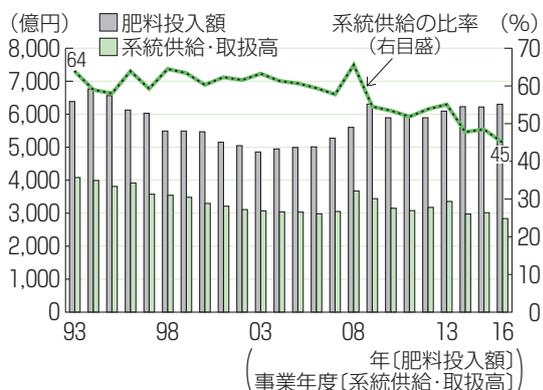
(注6) 肥料投入額は当該年に出荷・提供された農産物の生産に使用した肥料の価値額であり、系統供給・取扱高は当該事業年度における全国のJAの出荷額合計である。計算期間の相違や在庫の影響から、この2つのデータによるシェアの計算は正確とは言えないが、一定程度の傾向を

第4図 肥料の流通構造



資料 農林水産省「肥料をめぐる事情(平成29年10月)」
 (注) 生産業者からの販売割合は、経済産業省「平成24年度中小企業支援調査化学肥料製造における実態調査」をもとに数量ベースで計算。

第5図 農業生産における肥料投入額と系統の肥料供給・取扱高



資料 農林水産省「総合農協統計表」「農業・食料関連産業の経済計算」

みてとることはできると考えられる。

(2) 肥料購買事業改革の方向性

本稿ではJAグループによる肥料購買事業改革を取り上げるが、そこで目指される基本的な目標は「生産コストの引き下げ」である。これを肥料費の削減に関して言えば、①肥料価格の引下げ、②適切な利用という大きく2つの方法が考えられよう。

まず、肥料価格の引下げについては、主に仕入価格と運送費の低減が重要となる。つまり、銘柄集約や予約の積上げ、入札などを通じた仕入価格の引下げと、流通の合理化による運送費の削減が考えられる。適切な利用については、省施肥に取り組むだけでなく、土壌診断や営農指導、情報提供を通じて、肥料の適切な利用を促すことが考えられる。

以上のことから、本稿では肥料購買事業改革について、その対象となるプロセスを「仕入れ」「流通」「利用」に区別して整理する。特に「利用」については、JAグループ

と他の商系業者との違いが表れる部分であると考えられる。

3 JAグループによる肥料購買事業改革の事例

「はじめに」で触れたように、JAグループでは「農業者の所得向上」「農業生産の拡大」に向けた重点実施分野の一つとして、生産資材購買事業改革に取り組んでいる。18年6月に農林水産省が公表した「農協の自己改革に関するアンケート調査」でも、生産資材購買事業の見直しについて「具体的な取組みを開始した」JAが93.6%、「検討中」も含めると98.9%となり、ほぼ全てのJAがこの分野での自己改革を進めていると言える。本節では、JAグループの全国段階、県段階、地域のJA段階での事例を紹介し、次節において第2節で提示した視点からそれらを整理していく。

(1) 目にみえる改革に向けて

—JA全農本部—

農業者の所得向上、農業生産の拡大に向けた生産資材購買事業の取組みとして、全国段階のJA全農本部では様々な施策を推進している。本節では肥料に関わるものとして「共同購入による新たな購買方式への転換」について、公表資料をもとに紹介する。

a 新たな購買方式と銘柄集約

16年11月に農林水産業・地域の活力創造本部が発表した「農林水産業・地域の活力

創造プラン」二次改訂を受け、17年3月にJA全農本部は「『農林水産業・地域の活力創造プラン』に係る本会の対応」を公表した。

そのなかで肥料の購買事業については、価格引下げを目指した共同購入による新たな購買方式への転換を掲げており、その実践項目として、①事前予約注文の積上げ、②予約数量をもとにした入札・相見積りによる最も有利な工場への注文、③銘柄集約、④購買体制の効率化・スリム化が挙げられている。特に価格引下げの目玉となる銘柄集約と事前予約注文の積上げについては、18年度春肥において一般高度化成、NK化成を対象に実施した。

この新たな購買方式は、それまでのJA全農本部の事業モデルを転換するものである。すなわち、これまではメーカーとの事前交渉で価格を決定し、その後に予約の積上げを実施していたが、新しい方式では事前に予約を積み上げ、その予約数量をもとにメーカーと交渉して価格を決定するというものである。これにより、入札や相見積りによって最も有利な購買先からの調達が可能となる。

b 成果と今後の展開

17年12月にJA全農は18年度春肥を対象とした、新たな共同購入の結果を公表している（JA全農「肥料銘柄集約による新たな共同購入の結果について」）。銘柄集約に関してはそれまで約400あった銘柄を17に集約し、メーカーについても従来の14社33工場から

8社13工場に集約している。また、事前予約では組合員への周知を通じて、集約前の400銘柄の実績とほぼ同等の7万トンの予約量を積み上げている。

この結果、1銘柄当たりの生産数量も拡大し、供給範囲の見直しによる配送コストの引下げと併せて、肥料価格を1～3割引き下げたことを明らかにした。

そして18年5月、18年秋肥についてはその対象を普通化成一般と苦土（マグネシウム）入り高度化成にも広げ、一般高度化成、NK化成と合わせて、全国約550銘柄を25銘柄に集約することを発表した（JA全農「平成30肥料年度秋肥の肥料価格について」）。

(2) 県域を超えた連携

—JA全農いばらき—

次に、県段階の事例としてJA全農茨城県本部（以下「JA全農いばらき」という）、JA全農栃木県本部、JA全農埼玉県本部の連携事例を取り上げる。3つの県本部では、飼料用米向けBB肥料の銘柄を統一し、県域を超えた銘柄集約、共同購買・供給体制を整えており、複数県による銘柄統一は全国でも初である。本項では農業産出額が多く、統一規格の肥料の取扱いが最も多い茨城県の取組みを紹介する。

a 実践内容

茨城県は農業産出額が北海道に次いで全国^(注7)2位であり、メロンや栗、レンコンなど数多くの農畜産物の主産県となっている農業が盛んな地域である。そのため生産資材

を供給する民間業者も多く、JAグループも肥料に関して商系業者と厳しい競争を行ってきた。

JA全農本部による「新たな共同購入と銘柄集約」の際には、JA全農いばらきでも銘柄の集約・入札によって肥料価格の引下げを実現している。さらに、飼料用米の肥料に関しては、県域を超えた規格統一によって注文のロットを積み上げることで、工場の稼働率向上や配送の効率化を図り、肥料価格の低減等のコスト削減を実現している。

この規格統一は栃木県にあるJA全農グループの肥料配合工場を活用しようとするものであり、関東5県（茨城、栃木、埼玉、群馬、千葉）による協議が開始された。協議会は各県の肥料担当課長と肥料主任をメンバーとして16年の秋から始まり、肥料の専門家からもヒアリングを行って規格を決めていった。当初はコシヒカリや園芸作目向けの肥料といった、注文量の多い銘柄の統一も検討されたが、各県の土壌や栽培方法の違いから断念された。一方、飼料用米は、栽培の目標が「収量アップ」で分かりやすいこと、栽培面積が拡大しているものの比較的新しい栽培品目で肥料の取扱いが多くなかったことから、肥料の規格統一が進めやすい作目であった。

なお、群馬県と千葉県では飼料用米を麦あとに植えるなど、栽培体系が合わないことから18年産米での統一規格肥料の利用を見送っている。

17年春には、協議会での議論を受けて統一規格による飼料用米向けBB肥料「BBフ

ァイト066」が完成している。窒素成分に複数のコーティングを施すことで速効性と緩効性に分け、追肥の不要な一発肥料となっている。また、20kg袋では重くて扱いにくいという組合員からの要望もあり、15kg袋での販売が決まった。

（注7）農林水産省「生産農業所得統計」（平成28年）による。

b 推進方法と成果

「BBファイト066」は、それまでの肥料と比較して約10%価格を抑えた商品となっている。JA全農いばらきでは17年6月に県内で飼料用米を栽培する17JAに無料サンプルを配布して展示ほ場等で試験を開始してもらい、並行して注文も受け付けた。あわせて価格引下げについても、新聞の紙面広告を通じて組合員にPRを行っている。さらに、各JAには運搬車を満車にできる650袋単位での注文を指示することで、運送費の低減と注文の積上げを実現した。

展示ほ場での試験結果も好調であったため県内各JAで推進され、結果として無料サンプルを配布した全てのJAから、合計700トン（目標400トン）の注文を受け付けた。

栃木県、埼玉県を加えた3県でも、目標の750トンを上回る合計1,000トンを超える注文を受け付け、期待以上の成果が出ている。

今後については「BBファイト066」のより広域な供給、新たな取扱品目の検討を目指していく。

(3) 組合員のニーズに応える地域のJA

—JAおきなわ, JAあしん—

地域のJAではそれぞれの地域農業の実情に合わせた改革が進められている。そこでは価格引下げだけでなく、地域の組合員のニーズに応えることが重要となる。本項では、「生産資材事業リボンプラン」を公表し、組合員を構成員に加えた購買委員会で意見集約を図るJAおきなわと、営農相談と購買の一体化によって地域の多様な担い手をサポートするJAあしんについて紹介する。

a JAおきなわ

JAおきなわでは自己改革を進めるなかで、農業者の所得増大に向けて生産資材価格の低減を推進する必要があるという認識が、役職員にも広がっていた。

16年11月に、生産資材購買事業改革を進めるため、常務理事を統括とした「生産資材価格低減プロジェクトチーム」が設置された。チームのメンバーは生産資材部職員、経済事業の部次長、管理部門の部次長、支店や営農センターの課長など計17名によって構成され、JA全農本部や県中央会、農林中金那覇支店もオブザーバーとして参加している。

17年5月、プロジェクトチームでの議論を取りまとめて「生産資材事業リボンプラン」（以下「プラン」という）を公表した（第2表）。プロジェクトチームはプランの内容に合わせる形で発展的に解消し、現在は全体を統括する進捗管理会議と3つのワーキンググループ（「予約購買率向上WG」「物

第2表 生産資材事業リボンプランの実践内容

目的	実践内容
予約購買率の向上	購買委員会設置
	予約購買推進担当職員の配置
	予約購買周知方法の見直し、強化
	Web、メディアを活用した購買、情報提供
物流合理化	仕入機能の本店集約
	アグリルへの登録
	配送のロット化による輸送コスト削減
	配送業者の一元化
	配送センター設置の検討
事務合理化	購買店舗の再編
	事業費の削減
	債権管理の徹底
その他	補助事業の活用
	子会社の再編
	適切な施肥の周知
	人材育成

資料 JAおきなわ提供資料より作成

流合理化/店舗・子会社再編WG」「事務合理化・債権管理WG」として再編されている。ワーキンググループにはコンサルタントや公認会計士といった外部人材もアドバイザーとして登用し、専門家の知見の活用も進めている。

以下では、肥料に焦点を当てつつプランの内容に即して、①購買委員会の設置と予約購買率向上、②物流・商流の見直しについて、その実践内容をみていく。

(a) 購買委員会による組合員の意見集約と 予約購買率向上に向けた取組み

予約購買率が低いことは、JAおきなわでは長く課題として認識されていた。予約購買率向上のためには組合員のニーズを把握することが不可欠と考え、プランのなかで組合員を構成員に加えた購買委員会の設置

が掲げられた。

17年10月に生産資材部の職員および組合員の代表によって購買委員会が組織され、JAおきなわの生産資材購買事業のあり方について、組合員の意見を踏まえつつ検討が重ねられている。現在、委員会に参加している組合員は、各地区青壮年部の代表である。これは、青壮年部の代表が生産部会の代表を兼ねていることが多く、若手の生産者は経営に対する意識がより高いためである。

購買委員会では組合員から、「生産資材に複数の割引サービスがあるために、自分が購入する価格が分かりづらい」「予約購入のメリットも伝わっていない」「インターネットによる情報提供や販売ができないか」等、予約購入に限らない様々な意見が出ている。

こうした意見を受けてJAおきなわでは、割引情報などをみやすくした注文書やチラシの作成、ウェブサイトを活用した情報提供の強化を実施し、予約購買率を16年度の23%から17年度には30%を超える水準まで向上させ、その成果がみえ始めている。

また、予約購買率向上以外にも、購買委員会で集約された意見を参考にメールマガジンによる栽培情報の提供や、タブレット端末を利用して生産資材の専門的な人材と現場をつなぐ仕組みの構築、農林水産省が立ち上げた生産資材価格比較サイト「AGMIRU」への登録、通信販売サイトの立ち上げの検討などを進めている。

(b) 物流、商流の見直し

JAおきなわでは、取り扱う肥料の65%が

サトウキビ用であり、そもそもの銘柄が少ない。また、沖縄県は島しょ県であるため、銘柄集約よりも物流コストの削減の方が肥料価格の引下げにつながると考えている。そのため、プランでも流通の合理化が掲げられている。

02年に県単一JAとなった後も、JAおきなわでは仕入れや配送に関しては合併以前の慣行が残っており、JAとして統一した対応がなされていない部分がある。現在はプランに従って、物流と商流に関する権限の本店への集約、それを通じた仕入先への交渉力の強化等について検討が進められている。

また、現在65店舗ある購買店舗についても再編を進めていくことが検討されている。購買店舗を基幹店舗とサテライト店舗に分類し、資材配送や管理業務を基幹店舗に集約、サテライト店舗は購買窓口での販売のみに特化した店舗とする体制を構築していく。しかし、商系の販路がなく、JAの購買店舗しかない地域（特に離島）もある。このため、具体的な再編対象の検討は今後も慎重に進めていく必要がある。

b JAあしん

JAあしんは岡山県北西部の新見市を管内としている。新見市は中山間農業地域であり、ブドウや桃、和牛の産地として知られている。17年4月にJA自己改革の一環で機構改革が行われ、それまで営農指導を担当していた「農畜産部」と生産資材の購買を担当していた「経済部」を統合した「営農経済部」が新設された。JAあしんでは、生

産資材価格の引下げよりも、営農相談機能の充実を通じた農業生産の拡大、農業者の所得増大が目指されており、営農経済部の役割は営農指導と資材購買の一体化のみならず、農地や担い手対策にも及んでいる^(注8)。

(注8) 本項では営農指導と資材購買の一体化について述べる。営農経済部による農地や担い手対策については長谷(2018)を参照のこと。

(a) 営農経済部の設立と利便性の向上

営農経済部が設立される前、JAあしんの農畜産部は本店に、経済部は資材倉庫兼配送センター内に設置されていた。このため、組合員は営農指導を農畜産部で受け、生産資材は購買店舗まで購入しに行くか、経済部に注文しに行く必要があった。

16年4月に新しい購買店舗である「宗金グリーンセンター」(以下「宗金GC」という)が経済部に隣接する形で設立された際に、農畜産部が経済部と同じ建物に移転し「営農相談センター」が立ち上がった。そして、翌17年4月からは営農相談センターは営農経済部として機能している。

宗金GCは資材倉庫に隣接しているために品揃えが豊富であり、店頭の商品がなくても倉庫からすぐに取り出すことができるようになっている。また、営農経済部で栽培方法や害虫についての相談を受け、それに合った肥料や農薬を隣接する宗金GCで購入できるというメリットがある。

こうした利便性向上の結果、生産資材の購入に営農経済部および宗金GCを利用する組合員は年々増加している。しかも利用者の多くは小規模農家であり、定年帰農者や

少量多品目を生産する農家、なかには農家に嫁いで初めて農業をするので何も分からない、と相談に来る利用者もあり、地域の多様な農業のあり方を支える拠点となっている。

(b) 物流の効率化

JAあしんでは配送の効率化にも取り組んでおり、これまで14支所に1名ずつ配置していた配送担当職員を12名に集約し、うち6名を宗金GC駐在としている。宗金GCではそれぞれの仕事量の多寡によってトラックの融通を利かせることが可能となり、2年間でトラック4台を削減している。

こうした活動や、JA全農本部による銘柄集約の成果を活用し、これまで3年間で約90銘柄の肥料価格の引下げを実現している。

一方で、メーカー直送による物流の効率化には取り組んでいない。組合員の購入する肥料は、必ず一度JAあしんの倉庫に入れられ、その後に職員が組合員宅に配達するようにしている。これは、組合員から肥料の使い方について質問が出たときに、その場で対応できるようにするためであり、営農相談機能に重点を置いた施策の一環となっている。

4 事例にみる肥料購買事業改革の特徴

以上のように、肥料購買事業改革の具体的な内容については、物流の効率化など共通する部分があるものの、それぞれの段階や地域によって異なる部分もみられる。こ

ここでは以上の事例をもとに、第2節で提示した視点からJAグループによる肥料購買事業改革についてまとめる。

(1) 段階によって異なる役割

前節では、JA全農本部、県本部、地域のJA（うち1つは県JA）という3つの異なる段階での肥料購買事業改革を取り上げた。それぞれの内容について、「仕入れ」「流通」「利用」の各プロセスに分けて整理したのが第3表である。

まず、JA全農本部による新たな購買方式は、肥料銘柄を集約したうえで、事前予約の積上げによる価格交渉をメーカーと行うものであり、仕入プロセスでの取組みであると言える。また、供給範囲の見直しによる物流の効率化にも取り組んでいる。

次にJA全農いばらきでは、県域を超えた規格統一による仕入価格の引下げを達成している。また、物流についてもJAの協力のもと、満車配送を原則とすることで効率化を図っている。

JAおきなわでは、本店への機能集約を通じたメーカーへの交渉力強化による仕入価格低減、配送業者統一や購買店舗再編を通じた流通の効率化、購買委員会設置を通じた組合員ニーズに合わせた利用プロセスの改革などが行われている。JAあしんでは、配送合理化による流通プロセスと指導・購買一体化による利用プロセスで改革が進められている。

以上のように、連合会段階では銘柄や注文量の集約による仕入プロセスや流通プロセスが対象とされており、JA段階では県や全国段階の連合会による成果を利用しつつ、流通の合理化と組合員ニーズに沿った利用プロセスでの事業改革を実施している。結果として、JAグループ全体で「仕入れ」「流通」「利用」全てをカバーしていると言える。

(2) 利用プロセスにおける肥料購買事業の機能強化

最後に利用プロセスの取組みについてみていこう。先にも述べたとおり、このプロ

第3表 事例における肥料購買事業に関する取組み

取組み		JA全農本部	JA全農いばらき	JAおきなわ	JAあしん
		新たな購買方式・銘柄集約	広域BB肥料供給	生産資材事業リボーンプラン	相談と購買の一体化
対象となっているプロセス	仕入プロセス	・肥料の銘柄集約 ・事前予約の積上げ ・入札の実施	・県域を超えた協議 ・統一規格による注文集約	・購買委員会の設置 ・仕入機能の本店集約	
	流通プロセス	・ブロック単位の配送による物流の効率化	・満車配送	・配送業者の統一 ・配送のロット化 ・購買店舗の統合	・配送の合理化
	利用プロセス		・一発肥料による労力低減	・価格の可視化 ・ITの利用による情報提供と資材販売方法の改善	・指導と購買の一体化

資料 JA全農公表資料および、各事例へのヒアリング結果と提供資料より作成

セスについては組合員に近い地域のJAでその実践が進められている。JAあしんは、相談と購買を一体化させることによって組合員の利便性を高め、小規模農家も含めた地域の多様な農業の担い手を支える拠点となっている。また、JAおきなわでは、購買委員会を通じて組合員のニーズや意見を集約し、より分かりやすい、より使いやすい購買事業を目指した改革を進めている。

以上のような取組みは生産資材価格の引下げにとどまらないものであり、購買事業そのものの機能を強化するものであると考えられる。自己改革の基本目標である「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」に向けては、生産資材価格の引下げはあくまでも手段の一つであり、購買事業を通じてJAグループが組合員の農業生産活動をサポートしていくことこそが重要であろう。

おわりに

本稿ではJAグループの肥料購買事業改革について事例をもとに検討し、JAおよび連合会で一定の役割分担がみられること、肥料価格の引下げにとどまらない購買事業の機能強化に向けた改革であることを明らかにした。ただし、事例で取り上げた多くの事業改革内容はまだ端緒を開いたばかりであり、本格的な成果がみえてくるのはこれからである。

第3節冒頭でも触れた「農協の自己改革に関するアンケート調査」によれば、JAの農業生産資材購買事業改革を「評価してい

る」認定農業者等の割合は47.2%であり、まだ半数以上が事業改革の成果を評価していない結果となっている。農協改革集中推進期間の期限が迫るなかで、購買事業の機能強化を進め、農業者のメリットとなるような成果をあげることと、それを伝える努力が重要になっている。

<参考文献>

- ・飯澤理一郎(1991)「肥料市場構造の特徴と転換の方向性」天間征編著『価格の国際比較—農業資材編(肥料, 農薬, 飼料, 機械)—』農山漁村文化協会
- ・茂野隆一(1995)「化学肥料産業の市場構造と産業政策」荏開津典生・樋口貞三編『アグリビジネスの産業組織』東京大学出版会
- ・綱島不二雄(1990)「農協系統の強い肥料市場」吉田忠・今村奈良臣・松浦利明編集『食糧・農業問題全集⑩ 食糧・農業の関連産業—輸入と自給のダイナミズム—』農山漁村文化協会
- ・綱島不二雄(2004)『戦後化学肥料産業の展開と日本農業』農山漁村文化協会
- ・長谷祐(2018)「JAあしん『営農経済部』の取組み—営農相談のワンストップ化を目指して—」『農中総研 調査と情報』web誌, 1月号
- ・林笑俊(2013)「生産資材購買事業(1)—肥料—」『北海道における農協経済事業の歴史的展開と今日的役割—独占禁止法適用除外問題—』北海道地域農業研究所
- ・三石誠司(2018)「農業の競争力強化と生産資材価格をめぐる論点」谷口信和・服部信司編著『日本農業年報63 米離脱後TPP11と官邸主導型「農政改革」—各品目への影響と対策「農協改革」の行方—』農林統計協会

<参考WEBサイト>

- ・経済産業省
<http://www.meti.go.jp/>
- ・全国農業協同組合連合会
<http://www.zennoh.or.jp/>
- ・内閣府 規制改革
<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>
- ・日本肥料アンモニア協会
<http://www.JAf.gr.jp/>
- ・農林水産省
<http://www.maff.go.jp/>

(ながたに たすく)

談話室

農林水産業と地域活性化のイノベーション —Proximity(近隣)からのクリエイティビティ—

私がこの稿で申し上げたいことは、地域の活性化のために、その土地で日常生活をする人と人々が活力ある主体としてつながるための仕組みデザインの大切さです。実は、フランスあるいはフランス語圏のケベックを中心に、そのことを考える上で大切な、しかし日本人にとっては大変理解しにくいであろう、Développement Territorial(デブロップモン・テリトリアル)という言葉があります。あえてフランス語のまま書いたのは、これをTerritorial Development(テリトリアル・ディベロップメント)と英語で書いたとたんにその意味が変わってしまうからです。ましてや「地域開発」「地域振興」と日本語にしたとたんに、フランス語圏社会でもっているその意味がほとんど別物と化してしまうのです。異なる国や地域の社会的・空間的広がりへの理解の難しさに起因するものと思われる。

そもそも“Territoire”(テリトアール)とは何でしょう？直訳すれば「領地」「領土」ですが、ただし単なる地理的な広がりだけを指して使われる言葉ではないようです。そこで、フランスの友人たち何人かに尋ねてみました。ご存じの通りフランス人は、自分が人と違うことを明確に意識する教育を受けて育っていて、必ず「他の人にも聞いてごらん、きっと違う意見をいうから」というコメントをつけてくれる人たちです。ところが彼らが口を揃えて、「だいたい3~5くらいのあまり大きくない市やふつうの町(Commune)の広さで、土地だけでなくそこに住む人たちも含めていう」と答えが返ってきます。そして面白いことに、“Territoire”は人が成長するにしたがって広がっていくのだという説明も受けました。生まれたばかりのお母さんの胸の中から、はいはいをするようになってから徐々に広がっていくというのです。そもそも自分たち目線で「ボトムアップ」に広がっていく発想がとても興味深いと思います。

なんだかフランス語の学習みたいで恐縮ですが、もう一つ一緒に考えて欲しい言葉があります。それは“Espace Publics de Proximité”「近隣公共空間」ということばです。考え方としては複数のステークホルダーが異なった経済論理

を受け入れつつ、活力ある主体としてつながっていくさまを示します。そして、この二つの言葉“Territoire”と“Espace Publics de Proximité”は、本稿のタイトルである農林水産業と地域活性化のイノベーションを実現する仕組みのデザイン過程では今後ますます中心に置かれるべきものだと思います。

本来農林水産業の各協同組織はもともとフランス語でいう“Territoire”を活性化する役割が期待されている組織だったと思います。実際、農林水産業みらい基金で各地方に実査に行ってみると、真剣に自分たちの地域のことを考えて活き活きと活動している人たちにお会い出来て嬉しくなることがしばしばです。

問題はその近隣公共空間をガバナンスする仕組みにあるのだと思います。つい先日、モンテリオールHECとベルリン自由大学、バルセロナ大学主催のクリエイティビティ・サマースクールでベルリンの産業クラスターAdlershofを訪れて、その成功要因を探るワークショップを行いました。おどろいたのはそのなかでProximityという言葉が出てきたのです。産業クラスターだからあたりまえだろうと思わないで頂きたいのは、ここまで「近隣」が「緊密」なネットワークを形成してシナジー効果を生んでいる例はまれだからです。その成功の理由は、クラスター管理会社の縦横無尽に人的コミュニケーションを成立させる戦略にあり、例えば頻繁に開催されるセミナー等で、数多くの研究機関や研究開発企業、大学が立地する近隣のメリットを大幅に加速させていることなのです。ドイツでここまでヨコのガバナンス構造が形成されているとは予想外のことでした。

協同組合と産業クラスター、一見かけ離れた存在のように見られがちな両者が近隣ネットワークの形成という共通の課題をもつというのは当然かもしれませんが、依然としてそのノウハウの共有には両者に距離があることを考えると、それをより近づけることで、農林水産業と地域活性化のイノベーションを実現する仕組みのデザインに、むしろ大きな可能性があるのではと思うところです。あらためて、近隣で日常生活をする人と人とが活力ある主体としてつながること、そのための人的資源養成に日本はもっと力を注ぐべきと強く思います。

(東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科 学科長

教授 今村 肇・いまむら はじめ)

浜の活力再生広域プランの取組状況と 地域間連携の実質

研究員 亀岡鉦平

〔要 旨〕

水産庁は漁村振興策として「浜の活力再生広域プラン」(広域浜プラン)を実施している。広域浜プランでは、複数の漁協が連携して地域全体に共通の課題を析出し、それに対して協力体制を構築して取り組むこととされている。また、取組みを通じて5年間で1漁業経営体当たりの生産額を10%以上向上させることが目標となっている。

広域浜プランの策定は、補助事業「水産業競争力強化緊急事業」の採択要件となっているが、この事業は、TPP対策の名目で登場したものである。広域浜プランの性格としては、漁協システムが自主的に取り組んできた構造改革をTPP対策関連施策を活用して推進し、漁業の競争力強化を図るものであるという点が指摘できる。

多くの広域浜プランでは、この漁業の競争力強化を果たすために、漁港周辺機能(産地市場や製氷・貯氷施設等)の再編、販売力の強化(広域ブランド化等)といった課題に取り組むと記載されている。特に前者に関しては、従来主に漁協合併を起点になされてきたのとは異なり、漁協合併を必ずしも前提とはしない形での推進が企図されており、この点は広域浜プラン固有の特徴と見ることができる。

実際のプラン着手事例を観察すると、プラン以前から取組みの実態ないし問題意識があったものに関しては相応の進捗が見られるようである。また、事情の異なる複数の漁協にまたがるプランを取りまとめ、実際に着手していくためには、連携の結節点としての行政(都道府県)の役割が必要不可欠であると考えられる。

目 次

はじめに

1 浜の活力再生広域プランの概要

- (1) 基本的な内容、政策実施の背景、
浜プランとの関係
- (2) 広域浜プランにかかる諸事業の内容

2 プランに基づく取組内容とこれまでの 成果

- (1) 広域浜プランの策定状況
- (2) プランに基づく取組内容

(3) これまでの実績

3 政策としての広域浜プランの含意

4 事例の検討

- (1) 製氷事業の広域再編
—茨城県北部—
- (2) 新造冷凍関連施設を拠点とした出荷調整
機能の向上、統一ブランド化
—新潟県越後—

おわりに

はじめに

水産政策の基本的方向を示す最新の「水産基本計画」(2017年4月)に目を通すと、「水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」の一番目に挙げられているのが、「浜の活力再生プラン」(浜プラン)であることに気が付く。また、規制改革推進会議等の場で全国漁業協同組合連合会(全漁連)が行う情勢報告でも、浜プランは漁協系統による現在進行形の意欲的な活動として積極的に取り上げられている。これらの点からは、現行施策における浜プランの位置づけの高さがうかがわれる。

改めて浜プランとは何かを確認しておく、一言で言うなら、人口減少や少子高齢化等による地方の活力低下への対応策として提起された地方創生施策の漁業版である。浜プランでは、浜ごとの特色を生かしたうえで、5年間で10%以上の漁業所得向上を目指すとされている。具体的な内容は地域ごとに実に多様であり、例えば、加工品の開発、ブランド化、新規就漁対策、販路拡大といった取組みが盛り込まれている。また、17年度には、新規性や所得向上の実績のある事例の周知を目的として、浜プランの優良事例の選定も行われた。

ところで、浜プランには、主に単協を基礎として策定される個別の浜プランのほか、複数の漁協をまたいで策定される「浜の活力再生広域プラン」(広域浜プラン)がある。^(注1) 前者に関しては、今年度(18年度)で

最終の5年目を迎えることから、次年度以降の2期目の浜プランのあり方について検討が進んでいる状況にある。^(注2) 一方後者に関しては、多くの地区において16年度以降の開始ということもあり、取組みの実態が徐々に見えてきたというのが現状である。

個別の浜プランに関しては、昨年の本誌5月号において取組みの実態を詳報し、課題提示を行った。^(注3) 本稿では、広域浜プランについて、その政策内容の整理を行ったうえで、具体的な着手状況を含んだ報告を行うこととする。

なお、漁業者への直接的な支援策である「浜の担い手漁船リース緊急事業」(漁船リース事業)に関しては基本的に扱わず、事例分析では広域浜プラン特有の課題である漁協間、浜間の連携のあり方に焦点を当てたい。それは既往の漁協研究との接合を念頭に置くためである。これまで、漁協をめぐる論点は、主に①組織論(組合自体と組合員との関係をめぐる議論)、②運動論(協同組合としての漁協の社会的主体性如何を問う議論)、③事業論といった形で整理されてきた。^(注4) そして、これらいずれにも関連するものとして、漁協合併という論点が存在している。後に確認するように、広域浜プランでは、統廃合・再編を通じた漁港周辺施設(産地市場等)にかかる漁協の事業の継続性確保が中心的課題となっていると言えるが、これは従来の漁協合併に期待されてきた課題の一つでもあった。また、この課題は、生産人口の減少等の進展によって、単純な効率化・スリム化といった目的以上の、地

域産業基盤そのものの持続性の確保というより緊要な課題を負う論点として、その重要性が著しく増大している現状がある。したがって、従来のしばしば立法的基礎を伴って行われた漁協合併政策とは少々異なる広域浜プランという新規の施策によって、漁協間・浜間の連携という課題は現時点でいかに対処されようとしているのか、という論点も念頭に置くこととする。^(注5)

(注1) 厳密には、沿岸漁業を対象とした「浜の活力再生広域プラン」と沖合・遠洋漁業を対象とした「漁船漁業構造改革広域プラン」の総称が「広域浜プラン」である（後掲注6の依命通知参照）。したがって、「浜の活力再生広域プラン」と「広域浜プラン」は別概念のものとして峻別されるべきだが、①本稿は専ら沿岸漁業を取り上げること、②沿岸漁業関係者の間では、両者の区別は特にされずに「広域浜プラン」の語が流通していることの2つの理由から、本稿では専ら沿岸漁業のプランを指して「広域浜プラン」の語を使用する。

(注2) 次期プランでは異業種連携が新しいポイントになると考えられる（亀岡（2018b）参照）。

(注3) 亀岡（2017a）参照。

(注4) 漁業経済学会編（2005）113頁以下参照。

(注5) この点は、その都度の政治的帰結として単純に総括されるべきではなく、協同組合という下からの自治性が重要視され、それを担保する法が存在している社会的実在に対して、上からの管理を志向する法が介在することで、協同組合の自治性を自ら変質させる可能性をもたらしたものと捉えるべきだろう。このように法を媒介とした自律と他律の関係を具体的に捉えることによってこそ、わが国の漁協の現代的特質が理解できるように思われるし、協同組合法制を対象とした法社会学研究の一つのアプローチとなるようにも思われる。なぜなら、この論点は、地域的団体としての存続が諸経済事業によらねばならないという現実問題を漁協特有の仕方ですすものだからである。なおこの論点に関しては、本稿の範囲を超えるため将来的課題としたい。

1 浜の活力再生広域プランの概要

(1) 基本的な内容、政策実施の背景、浜プランとの関係

まずは広域浜プランの目的や基本的な内容を確認する。根拠となっている依命通知^(注6)は、広域浜プランの趣旨を「水産業の競争力強化を図るとともに活力ある漁村地域を維持・発展させるため、（中略）水産業の体質強化を図る必要がある。このため、広域な漁村地域が連携し、生産の効率化や販売力の強化、地域の漁業を維持・発展させていくための中核的担い手の育成、漁船漁業の構造改革等に取り組む」ことと説明している（中略、傍点は筆者）。個別の浜プランが、単協を基本的な範囲として個々の漁業者の所得向上を通じた漁村活性化を企図していたのとは異なり、広域浜プランでは、個々の漁業者の取組みを領域的に超えた連携、あるいはその前提となる状況づくりを通じた中核的な担い手の育成に主眼が置かれており、個別の浜プランと広域浜プランは補完し合う関係に立つものと想定されている。この点は、広域浜プランの下で行われる具体的な取組内容が、「生産の効率化や販売力の強化」すなわち市場等の統廃合や広域統一ブランド化といったものであることから了解できる。なお、広域浜プラン策定を事業の採択要件とする「水産業競争力強化緊急事業」の事業目標は、「平成32年までに1経営体当たりの生産額を10%以上

向上」とされており（傍点は筆者）、一方で個別の浜プランの目標は所得額の10%以上向上とされていた。個別の浜プラン開始当初は、広域浜プランの実施は予定されていなかった。しかし、広域浜プランの実施に当たって、広域浜プランによる連携を通じて生産基盤を効率化し、個別の浜プランによって経営体の所得を底上げするという両者の補完関係が構築された。

また、広域浜プランの主体となるのは、「広域水産業再生委員会」であり、主に単協と地元自治体からなる個別の浜プランの「水産業再生委員会」が複数集合し、さらに都道府県が加わるという形で構成されている場合が多い。

広域浜プランの説く競争力強化ないし体質強化が何を意味するものなのか把握する必要があるが、まず確認しなければならないのは、現在の広域浜プランは、漁協系統

が自主的に取り組んできた構造改革を、「総合的なTPP等関連政策大綱」^(注7)に基づく施策を活用して推進していくものだという事である。水産分野におけるTPP関連施策としては、「水産業競争力強化緊急事業」と「水産物輸出拡大緊急対策事業」の2つがあり、うち前者は広域浜プランの策定を事業の採択要件としている（第1表）。このように、TPP関連施策すなわちTPPに伴う環境変化に照応した事業と明確に関連しているという点が広域浜プランの施策としての特徴である^(注8)。

先行する個別の浜プランの事例では、所得向上を目的とするなかで、ブランド化や販路拡大といった競争力強化に資する取組みを手段に位置づけるものが現実には複数見られた。とはいえ、個別の浜プランはTPP対策として開始されたものではなく、施設再編のようなコスト削減を主眼とした

第1表 広域浜プランにかかる具体的事業群とTPP等関連政策大綱との関係

「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策										
広域浜プランの策定を事業の採択要件とする事業										
事業名(総称)	水産業競争力強化緊急事業									水産物輸出拡大緊急対策事業(一部公共)
政策目標	20年までに1経営体当たりの生産額を10%以上向上									水産物の輸出金額を19年までに3,500億円に拡大
事業名(個別)	広域浜プラン緊急対策事業			水産業競争力強化緊急施設整備事業	競争力強化型機器等導入緊急対策事業(●)	水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業(●)		水産業競争力強化金融支援事業(●を対象とする)	水産物輸出促進緊急基盤等整備事業	
	広域浜プラン実証調査	養殖用生餌供給安定対策支援	クロマグロ混獲回避活動支援			浜の担い手漁船リース緊急事業	漁船漁業構造改革緊急事業		水産物輸出促進緊急基盤整備事業	水産物輸出拡大施設整備事業
対象	沿岸・沖合・遠洋	沿岸	沿岸(定置網)	沿岸	沿岸・沖合・遠洋	沿岸	沖合・遠洋	沿岸・沖合・遠洋	漁港機能	水産加工業者
支援対象となる内容・支援の目的	・収入向上・コスト削減の実証的取組み(養殖用生餌の安定供給、機能再備等) ・定置網の安定的な操業に必要なクロマグロの混獲回避活動			・競争力強化のために必要となる施設の整備 ・産地市場の統廃合等を推進するために必要な施設の整備 ・旧施設の撤去	・生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入	・中核的漁業者による中古漁船または新造漁船の円滑な導入		・(●)の付された事業により漁業者等が借り入れる資金につき、実質無利子や無担保・無保証人等での融資	・共同利用施設等の衛生管理機能の強化	・HACCP基準への対応のための水産加工施設の改修等

資料 筆者作成

ものでもなかった。また、個別の浜プラン開始時には、時間差で広域浜プランが開始されることは予定されてはいなかった。TPP対策という政策環境の下に、先行する既存の浜プランとの現場レベルでの使い分けの^(注9)問題、浜をまたぐことに伴う複雑さといった事情が折り重なることによって、広域浜プランはプラン数においては個別の浜プランより少ないものの、むしろ浜プランよりも全体像がつかみ難いものとなっている。

(注6)「広域浜プランの策定及び関連施策の連携について」(平成28年1月20日付け27水港第2627号農林水産事務次官依命通知)。なお同通知は現在までに数回の改正を経ている。

(注7)「総合的なTPP関連政策大綱」(15年11月25日決定)が17年11月24日に改訂されたもの。

(注8)「浜の活力再生広域プラン12」日刊水産経済新聞(16年6月30日付)参照。

(注9)個別の浜プランを複数の漁協で策定したプランのなかには、広域浜プランの対象地域も個別の浜プランと重なり、その結果、2つのプランの内容に重複が見られるものもある。

(2) 広域浜プランにかかる諸事業の内容

広域浜プランの実質的な内容と言える水産競争力強化緊急事業は、その目的を、「(広域浜プランを)策定し、当該プランに基づく浜の機能再編や市場・水産関連施設の集約化、漁船の更新・改修等を進めることにより、水産競争力強化を図ること」と明示している^(注10)。この水産競争力強化緊急事業は、さらに5つの事業に細分化される(前掲第1表)。

第一は、「広域浜プラン緊急対策事業」であり、広域浜プランの策定支援、収入向上やコスト削減に向けた具体的取組み(例えば、産地市場、荷捌所、加工場、冷蔵冷凍施

設、製氷貯氷施設等の機能再編・強化、共同出荷、販売事業の統合等)に必要な経費に対する支援を主な内容とする。以上は「広域浜プラン緊急対策事業」のなかでも主に「広域浜プラン実証調査」の内容であり、ほかにも「養殖用生餌供給安定対策支援」「クロマグロ混獲回避活動支援」といったトピック別の支援も含む。

第二は、「水産競争力強化緊急施設整備事業」である。関係する通知は、その目的を「競争力強化のための施設整備、産地市場の統廃合を推進するための施設整備等を行う」^(注11)ことであると明言している。このとおり、産地市場の統廃合の推進を明確な目的としており、本体施設工事費、施設撤去費等が助成対象となる。

第三は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」であり、船内外機、自動イカ釣り機、定置網用魚探といった漁業生産関連の機器の導入に対する支援を通じて、「コスト競争に耐えうる操業体制を確立する」^(注12)ことを目的とした事業である。

第四は、「水産競争力強化漁船導入緊急支援事業」であり、漁船リース事業と一般に呼ばれているものである。水産競争力強化漁船導入緊急支援事業は、正式には「浜の担い手漁船リース緊急事業」と「漁船漁業構造改革緊急事業」の2つからなるものであり、前者が主に沿岸漁業向け、後者が主に沖合・遠洋漁業向けの漁船導入支援策である。両事業の大まかな内容は、中核的漁業者の収益向上に必要となる漁船(中古・新船)を基金管理団体からの助成金を

活用してリース事業者（漁業団体）が取得し、漁業者に対して貸し付けるといったものである。①漁船取得・改修費に関しては補助率2分の1以内と手厚いこと、②中核的漁業者を対象を限定した施策であること等が特徴である。特に後者に関しては、選別政策的な面があり、農業における認定農業者制度との類似性が想起される。

第五は、「水産業競争力強化金融支援事業」であり、本事業によって、競争力強化型機器等導入緊急対策事業、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業の2つにより機器導入や漁船取得を行う漁業者が借り入れる資金については、実質無利子や無担保無保証人での融資が可能となる。

第2表に、各事業の15～17年度の補正予算額、補助率等を示した。水産関係の補正予算に占める水産業競争力強化緊急事業の割合の大きさ、そのなかでも金額的には水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業にか

かる予算額が大きいことがわかる。また、競争力強化型機器等導入緊急対策事業、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業に関しては、これらの予算額がそのまま融資枠となっている。予算を見てわかるように、広域浜プランは、漁港周辺機能の再編（主に広域浜プラン緊急対策事業および水産業競争力強化緊急施設整備事業による）と漁船リースに比重を置くものであることがわかる。

（注10）「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」（平成22年3月26日水産第2597号水産庁長官通知〔最終改正平成28年10月11日水産第2194号〕）1頁。

（注11）注10同13頁。

（注12）注10同22頁。

2 プランに基づく取組内容とこれまでの成果

(1) 広域浜プランの策定状況

現在、広域浜プランは、146プラン策定されている（第1図）。策定予定地区数が164と

第2表 広域浜プラン関連施策の位置づけと内容

(単位 百万円, %)

	事業名 (総称)	事業名(個別)	水産庁補正予算額			補助率			
			15年度	16	17				
「TPP等 関連政策 大綱」に 基づく施 策	水産業競争 力強化緊急 事業	広域浜プラン緊急対策事業		4,498		416	485	定額, 1/2	
		水産業競争力強化緊急施設整備事業		6,170		6,100	3,187	1/2以内等	
		競争力強化型機器等導入緊急対策事業	22,500 (44.4)	4,000	25,500 (45.4)	4,000	23,000 (41.4)	4,000	定額, 1/2
		水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業		7,000		14,250	14,500	定額, 1/2	
		水産業競争力強化金融支援事業		733		636	730	定額, 1/2	
	水産物輸出 拡大緊急対 策事業 (一部公共)	水産物輸出促進緊急基盤等整備事業	5,500 (10.8)	3,000	9,500 (16.9)	7,500	7,100 (12.8)	6,100	1/2等 (国費率)
		水産物輸出促進緊急推進事業		2,500		2,000	1,000	1/2以内	
*水産関係補正予算総額			50,700 (100.0)	56,200 (100.0)	55,500 (100.0)				

資料 筆者作成

(注) 1 各年補正予算額に併記された()内の数値は、水産庁補正予算額全体に占める比率。

2 「広域浜プラン緊急対策事業」のうち、「広域浜プラン実証調査」にかかる補助は、上限1プラン200万円/年(最長3年)。

されていることから、現時点において、国内^(注13)の沿岸を相当に網羅していることがわかる。

各都道府県の広域浜プラン数は、北海道や長崎県のように海岸線が長く漁業の性質が大きく異なる地域を複数含む県域を除けば、1都道府県当たり1～3つ程度策定されていることが多い。なお各都道府県においていくつの広域浜プランを作るかには基準やルールがあるわけではなく、あくまで各県それぞれが抽出した課題に応じて決定されたものである。

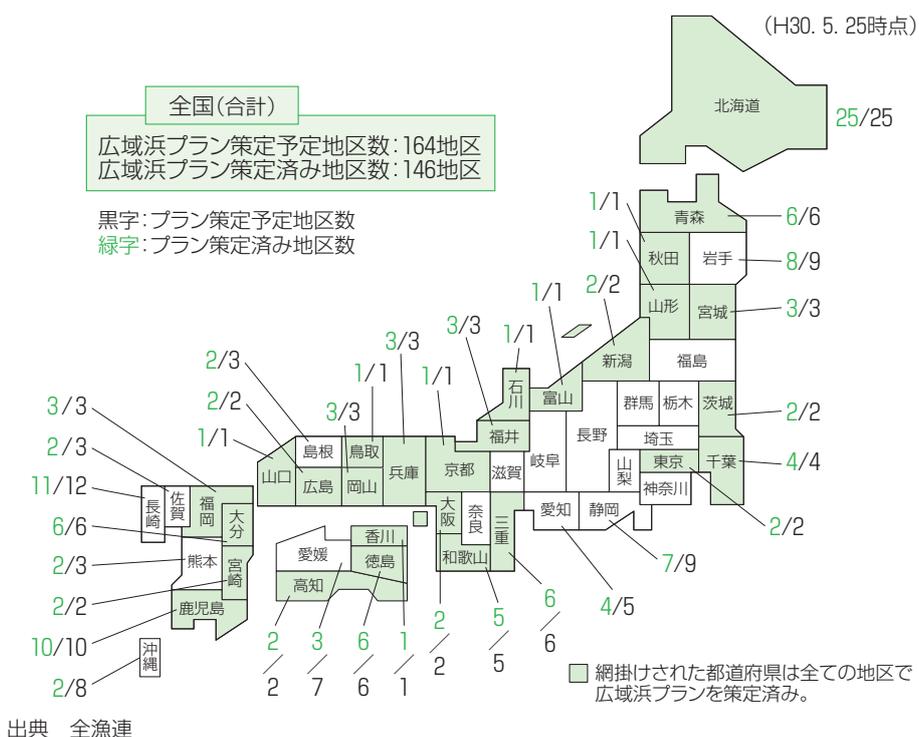
策定の仕方としては、北部／南部のように地域で区分してプランが策定されるのが大半だが、①宮城県のように漁業の種類別（漁船漁業、養殖業・採介漁業、底びき網漁業の3種）で策定する、②地域別と併せて特定の漁業について取り上げたプランを並置

する（例えば福井県は地域別2つとサケ・マスで計3つのプランを策定）、といった編成を採った県域もいくつかある。また、静岡県では、形式的には単協一つで広域浜プランを策定しているものが見られる（静岡県榛南地区広域、同浜名地区広域）。これらの地区では、単協単位で個別の浜プランも策定されている。

最後に誰が広域浜プランを執筆したかであるが、筆者が聞き及んでいる範囲では、漁協系統職員よりも、県担当者が執筆したものが多くいようである。複数漁協をまたぐという性質上、漁協からの課題提示を受けたいうえで、県が取りまとめるという方式が合理的だと現場では受け止められたためと考えられる。

(注13) ただし、予定地区数分のプランを策定済み

第1図 「浜の活力再生広域プラン」(広域浜プラン)全国を取組状況



の県域であっても、その県内の全沿岸漁協が広域浜プランに参画しているとは限らない。

(2) プランに基づく取組内容

次に、広域浜プランに基づいて実際にどのようなことが行われようとしているのか概観する。第3表は、現在策定されている広域浜プランに見られる主な取組内容をまとめたものであり、内容を大きく①生産、②漁港周辺機能（流通含む）、③販売促進、④その他の4つに分けた。

より具体的な取組内容を見ていくと、まず①生産については、資源に関する取組みの件数が多く目に付く。これらは既存の放流事業や定着している資源管理活動につき引き続き実施するというものが大半であり、個別の浜プランにおいても同様であったが、広域浜プランについても、プラン以前と比べた実質的な変化はあまりないと考えてよいように思われる。もっとも、ふ化場の新設・統廃合といった再編を予定しているものも見られる。ほかには、新規養殖の着手（例：福井県におけるサーモン養殖、静岡県富

士・富士宮における休漁期を利用したワカメ養殖）、磯焼け対策・藻場造成（例：青森県下北北通り）、潜水漁業につき地元での潜水土育成を通じた労賃の抑制（例：岩手県九戸）といったものも見られる。

②漁港周辺機能に関する取組みとしては、既述のとおり、産地市場を中心に、荷捌所、加工場、冷蔵冷凍施設、製氷貯氷施設といった漁港周辺施設の再編（統廃合、新設または存置整備）に多くの広域浜プランが何らかの形で言及している。これらは基本的には、漁協の中核的事業である販売事業の体質強化、漁協が営む諸事業のなかでも赤字傾向が明白な製氷貯氷事業の経営状況改善のために、管理コストの削減を期待して立案されたものと考えられる。漁協の組織特性に照らした「競争力強化」の具体化、特に広域的な複数漁協を含む面的課題としては、この漁港周辺機能の再編が最も中心的なものであり、広域浜プラン固有の部分であると言える。この点は、水産業競争力強化緊急事業の事業目的として既に確認した

第3表 広域浜プランに基づく主な取組内容

	①生産	②漁港周辺機能	③販売促進	④その他
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○資源 <ul style="list-style-type: none"> ・ふ化場、放流事業、種苗生産の強化 ・資源増殖・管理、藻場造成 ○漁業経営・生産活動 <ul style="list-style-type: none"> ・新規養殖 ・協業化 ・操業形態の再編、複合経営化 ○漁場利用 <ul style="list-style-type: none"> ・漁場情報の共有化による効率化(漁船漁業) ・養殖生産規模の広域調整、漁場利用の再編(養殖) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ハード <ul style="list-style-type: none"> ・産地市場、荷捌所、加工場、冷蔵冷凍施設、製氷貯氷施設等の統廃合または新設／存置整備 ・高度衛生管理対応のための施設整備 ○ソフト <ul style="list-style-type: none"> ・漁獲物の集約拠点化 ・遠隔入札システムの導入 ・取引方法の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド化 ・付加価値付与とそのPR（神経締め等） ・地域団体商標登録 ・情報発信の強化 ・未利用魚利用、活魚出荷の増加 ・輸出 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協合併 ・事業事務統合 ・労働力の他組織との相互融通 ・部会活動の活性化

資料 筆者作成

とおりである。ハードインフラ以外に言及するものとしては、遠隔入札システムの導入（例：宮城県養殖業・採介漁業）、取引方法の変更（例：大阪泉州）といった流通の方法に向けられた取組みが若干見られる。

③販売促進に関しては、何らかの形で魚価向上や販路拡大を志向しているものが大半を占めている。その具体的手段は、前掲第3表のとおりである。これらは個別の浜プランでも多くの場合採用されており、現在では水産物消費拡大対策の定番となっているものがほとんどである。広域浜プラン固有の傾向としては、個々の取組パターンのうち、着手可能なものについては複数取り組むとしているプランが多いことが挙げられるかもしれない。また、販売促進に関する取組みも、生産に関する取組みと同様に、元々の取組実態ないし素地があったものについて、広域浜プランという政策機会に直面したことで、単協で個別ばらばらに行われていた取組みが一つに取りまとめられたと見るのが適切なように思われる。

最後に④その他としては、組織に関するものが見られた。例えば、漁協合併に直接言及している（例：和歌山県和海地区）、あるいは女性部活動の活性化を目指す（例：岩手県岩泉町・田野畑村広域）プランも見られるところである。また、水産庁の資料等でしばしば取組み例として紹介された漁港内の静穏域での蓄養を取り上げているプランはごく数例しか見られない。^(注14)

(注14) 非拠点とされた漁港の新しい活用方法として考案されたものと考えられる。

(3) これまでの実績

広域浜プランの目標達成状況、すなわち生産額の向上はどうか。16年度の実績としては、水産庁の調査に対して回答のあった98地区中59地区（60%）において、1経営体当たりの生産額が向上した（水産庁資料）。

この点に関しては、①近時の魚価の全般的な上昇傾向も作用していると考えられること、②16年度は大半の広域浜プランにとって初年度であったこと等も加味すべきであり、広域浜プラン自体の固有の成果を数値で捉えるには、今しばらく時間が必要であろう。むしろ当座のところは、本稿後段あるいは既発の拙稿^(注15)のように、個別事例の内容把握を進めることが適切であると考えられる。

(注15) 『農中総研 調査と情報』（web誌）における一連の広域浜プランの事例紹介レポート（亀岡（2017b, 2017c, 2018a））を参照。

3 政策としての広域浜プランの含意

さて、漁協を取り巻く政策環境を顧みるなら、漁港周辺機能の再編というテーマは、今般の広域浜プランをもって初めて登場したものとは言い難い。これまで断続的に幾度かのステージを経験してきた漁協合併は、^(注16)管理費の圧縮や信用事業の再編とともに、このテーマへの対処を念頭に推進されてきたものだった。また、漁協合併とともに、産地市場の統合を推進する動きもこれまで^(注17)に見られてきた。しかし、漁港周辺機能の

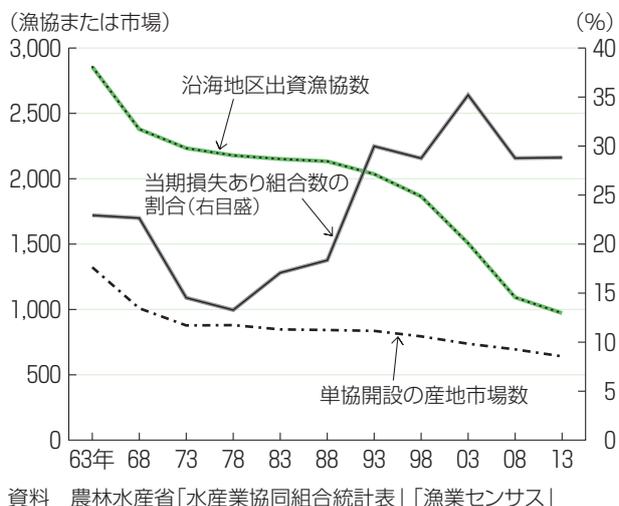
統廃合は、非拠点化対象の地区からの強い反対にあうため、熟議が果たされず、その結果実現されないことも多かった。「33道府県において産地市場再編整備計画等が策定されたものの、統合実践はこれまで10カ所余りにとどまっており、JFの販売活動支援の中心として強く展望されてきたJF市場統合政策は十分な成果を生んでいるとはいえない」^(注18)などと評価されてきたところである。また、比較的近時の分析においても、「水産物の産地市場の減少はそれほど顕著ではないが、それは水産物の産地市場が廃止や統合を必要としていないからではなく、厳しい条件にあるにもかかわらず統合や廃止に踏み切りにくい状況があるためである」^(注19)などと指摘されている。その「状況」の一つとして、漁協合併が市場統合の前提条件となっていたために、市場統合以外の諸事情によって漁協合併が実現されず、結果的に市場統合も阻害されたという事情も少なからず作用しているだろう。

この状況は、大半の漁協が漁港周辺機能の再編を課題として挙げている現在の広域浜プランにおいても大きく変わるものではない。その点も反映して、漁港周辺機能の再編と言っても、広域浜プランにおいて述べられているものとしては、統廃合だけではなく、廃止を伴わない新設／存置整備も多い（ただし、プランを読むだけでは両者を明確に峻別できない事例も多い）。もっとも、新設となっている案件において、統廃合が全く想定されていないということではなく、廃止ありきでは合意形成がしづらいことか

ら、新施設にまず着手し、その稼働によって魚価向上、コストダウン等のポジティブな実績が現れ、漁協組合員にとって納得のいくものとなることで、改めて統廃合の議論が進むと期待されている場合がしばしばある模様である。^(注20)

第2図は、沿岸漁協数、単協開設の産地市場数および当期損失あり漁協の割合につき、漁協合併政策の展開以後の推移を見たものである。50年間で漁協数は3分の1に、産地市場数は2分の1ほどに減少したが、90年代後半以後両者の減少ペースの差は開いており、産地市場の統廃合のペースは漁協合併より鈍くなった。さらに、直近の08年以後の動向として、①補助施策との関係もあるが、漁協合併のペースも鈍化しており、②他方で、当期損失あり組合の割合は30%付近で推移したままとなっている。これらの点からは、漁協経営の改善のために、仮に漁協合併が実現しなくとも市場統廃合を推進する必要性が高まっていることが読

第2図 漁協数・単協開設産地市場数と漁協の経営動向の推移



み取れるように思われる。^(注21)

これまででは、漁港周辺施設の再編は、漁協合併と一体的なものと考えられていた。一方で、現在の広域浜プランは、必ずしも合併を前提としない形で再編を目指しており、従来と異なる姿勢が感じられるところである。漁協合併のペース鈍化のなかで、漁協間の連携をもって施設再編を円滑化するツールとして広域浜プランを捉えるというのも、見方の一つと言える。

(注16) 立法の展開のみ確認すると、漁業協同組合整備促進法(1960年〔72年廃止〕)、漁業協同組合合併助成法(67年)、漁業協同組合合併促進法(漁業協同組合合併助成法が98年に題名改正されたもの、現行法)といった変遷をたどってきた。

(注17) 全漁連「産地市場統合ビジョン」(2000年)、水産庁「水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針」(2001年)等。

(注18) 廣吉(2006)10頁。

(注19) 加藤・東村(2009)142頁。

(注20) 石川県広域浜プランにおける製氷施設の扱いはこれに近い(亀岡(2018a)参照)。

(注21) しかし、市場統合による効果を実質化するためには、①産地仲買人側の販売力の問題も大きいこと、②規格統一や集荷といった部分で生じる新たなコストに対処する必要があること等が指摘されており、市場統合それ自体をもって漁協経営改善が即座に果たされるものではないと言える(王・馬場(2017)114頁参照)。

4 事例の検討

前節の最後において、広域浜プランの特徴として、漁協間の連携をもって施設再編を円滑化する手法である点を指摘した。さて、現場において、「連携」はどのようなものとして現実化しており、「連携」の実践はどのようなものとなっているだろうか。この点につき、産地市場ではないが、製氷施

設、冷凍冷蔵庫に焦点が当てられた2つの事例に即して検討する。

(1) 製氷事業の広域再編

—茨城県北部—

a 茨城県北部沿岸漁業の概況

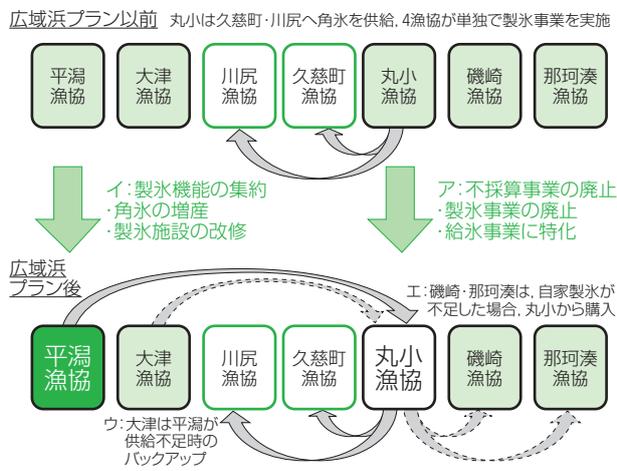
茨城県北部広域浜プランの実施主体となるのは、北は北茨城市から南はひたちなか市までに所在する7漁協^(注22)である。この地域の沿岸漁業は、シラス船びき網と小型底びき網を中心としている。シラス船びき網に関しては、これにほぼ特化している経営体と漁具を使い分けほかの漁法も兼ねる経営体とがある。前者のほうが割合として多くなる傾向が見られるが、後者のほうが経営的には安定していると言われている。小型底びき網に関しては、雇用労働力の確保が共通の課題となっている。これらの漁船漁業経営体を中心に、沖合底びき網や大中型まき網を含めた計385の経営体が広域浜プランに参加している。

(注22) 本項は、亀岡(2017b)に加筆修正したもの。

b 製氷事業再編の経緯と実際の実組内容

茨城県北部広域浜プランの内容の中心は、製氷事業の再編である。これまでの状況と広域浜プランに基づく再編後の変化を対比したのが第3図である。広域浜プラン以前は、7漁協のうち5漁協が製氷事業を行っており、このうち久慈浜丸小漁協(以下「丸小漁協」という)は、近隣の川尻漁協と久慈町漁協に角氷を年8,000本ほど販売していた。しかし、東日本大震災後の需要減少、老朽

第3図 茨城県北部広域浜プランに基づく製氷事業の再編



出典 「茨城県北部浜の活力再生広域プラン」3頁の図に一部加筆

化，旧式設備ゆえに人件費を削減しづらいこと等から製氷事業の赤字が常態化していた。一方で，自管内消費分の製氷を行っていた平潟漁協も同様の課題に直面していたが，余剰生産能力を活用し隣接県^(注23)の他産業への氷販売等を試みていた。また，製氷は自営でという組合員の意向もあり，製氷施設の改修が検討されてもいた。

そのような状況のなかで，組合役員同士の人的関係を直接のきっかけに，広域浜プランに基づく製氷事業の広域的再編として，①丸小漁協の製氷事業の廃止と平潟漁協への製氷事業の集約，②平潟漁協から丸小漁協への角水の供給，③丸小漁協の貯氷庫の改修と給氷への特化，④丸小漁協を中継地とした川尻・久慈町両漁協への角水供給網の構築，という内容が漁連と県等からなる事務局の手によって取りまとめられた。事務局は，取りまとめに当たって，新体制下での各組合事業の採算性について試算を重ね，各漁協間の調整役を担った。なお，新

たな角水供給網の構築に当たっては，平潟漁協のみでは供給が不足する場合のバックアップ拠点として大津漁協が位置づけられ，また，製氷事業を維持する磯崎漁協と那珂湊漁協は，自営生産のみでの不足時には丸小漁協からの角水提供を新たに受けることになった。

広域浜プランが正式に策定されたのは16年8月だが，実際の取組みは先駆けて16年5月から開始された。午前中に1日1回，シラス漁のピーク時は数回，丸小漁協の職員が4トントラックで平潟漁協に角水を受け取りにやって来る。茨城県唯一の漁協自営定置のある久慈町漁協会瀬支所に対してのみ，人手の関係から平潟漁協から角水を直接運搬している。プラン以前は丸小漁協から角水を購入していた川尻・久慈町の両漁協にとっては，プラン後，角水1本につき300～400円程度単価が上昇したことになるが，平潟漁協の製氷施設改修に伴う効率化により今後単価低減を図っていくこととされている。

(注23) いわき地区の試験操業実施漁業者から，新たに平潟漁協に氷の注文が寄せられるという現象も見られた。

c 新しい角水供給体制は継続的か

現在のところ，広域浜プランに基づく製氷施設の広域的再編は当初の枠組みどおり機能しているように思われる。しかし，平潟漁協および県担当者へのヒアリングから，課題があることも明らかになった。

最大の課題は，新体制の継続性の問題である。広域浜プランによって製氷の拠点が

丸小漁協から平潟漁協へ移行したことになるが、平潟漁協は県最北に位置する漁協である一方で、丸小漁協は県北部のほぼ中間地点であり、さらに計3つの漁協を有する日立市に位置している。この製氷拠点の遠方化や単価の上昇ゆえに、継続性を不安視する意見が一部に出ている。そのため、現在、丸小漁協が一手に引き受けている氷の運搬や、バックアップとして位置づけられている大津漁協からの供給等について、効率性や経費面を考慮した体制の見直しが生じる可能性がある。

d 漁協間をとりもつ調整役の重要性

広域浜プランでは、漁協横断的な取組みが求められることから、漁協の間をとりもつ調整役の役割が大きなものとなる。茨城県北部の場合、その役割を担ったのは漁連と県等からなる事務局であった。上記のように、製氷事業の事情が異なる複数の漁協について意見集約しつつ一つの広域的なプランとして取りまとめるというのは、労力を伴うものであることが推察される。今後、製氷・角氷供給体制に新たな変動が生じた場合にも、調整役としての事務局の機能が求められることになるだろう。

(2) 新造冷凍関連施設を拠点とした出荷調整機能の向上、統一ブランド化 —新潟県越後—

a 地域の概況

新潟越後広域浜プランは、新潟県の佐渡市以外ほぼ全ての地域を対象とした広域浜

プランである。広域水産業再生委員会は、個別の浜プランの主体となっていた8つの水産業再生委員会と県、県漁連とからなる。新潟県の地理を思い浮かべればわかるとおり、海岸線が長く、営まれている漁業種類は、底びき網、^{こちあみ}吾智網、定置網、刺網、かご、はえ縄、釣りと多様であり、魚種も同様に多様である。広域浜プランに關与する漁業者数は合計で1,448人であり、これは対象地域内の漁業の正准組合員数の3分の2程度の数である。全国の漁協と同様に、プランに参加する漁協の多くは、組合員の高齢化による廃業、後継者不足といった課題を抱えており、それに伴う漁協経営の厳しさに直面している。

新潟県では、「にいがた未来創造プラン」において、漁業生産額を90.6億円（13～15年度平均）から100億円（2024年度目標）へと増加させることが計画されている。この目標を達成するためには、年74人の後継者確保が必要との計算があり、後継者確保の基礎となる所得向上への要望と期待は大きいものがある。新潟越後広域浜プランは、以上のような問題意識を背景に立案された。

b 取組みの内容

—急速冷凍関連施設の新造と広域

ブランド化—

新潟越後広域浜プランの基本的な内容は、①急速冷凍関連施設を新造することで広域的な出荷調整と加工品開発の体制を整備したこと、②規格統一による広域的なブランド化に着手したことの2点である。

まず①前者についてであるが、新潟県では、大量漁獲による値崩れへの対応が長年の課題とされてきた。あわせて、ある地区での大量漁獲に伴う価格変動が近隣他地区に直接作用し、不意に悪影響を及ぼす事態もまま見られた。その解決のために、単協レベルでの加工事業等を超えた対応が求められるに至った。また、規格外やロット不足への対処も課題となっており、このようないわゆる未利用魚対策が必要とされる状況が存在していた。

そこで、広域での活用を念頭に置いた急速冷凍庫（18年1月稼働）および冷凍倉庫（16年11月稼働）を集積・貯蔵拠点として整備することとなった。施設の主な性能は、急速冷凍庫は処理能力20トン／日、凍結時間16時間であり、冷凍倉庫は収容能力3,200トンである。また、これらの施設が整備されたのは下越地方（新潟市）に位置する新潟漁協石山支所である。

運用の方向性として、まずは大量漁獲により安価で取引されてしまう水産物を新施設で貯蔵することで、これまで各浜で生じていた単価下落を生じにくくし、供給調整することが目指されている。また、ロットが集まらないため加工原料としての安定性を欠き、未利用化していた水産物に関しても、新施設への集積を通じて原料調達を円滑化し対処することが併せて企図されるに至った。いくつかの組合において既存の加工事業が低調であったことも、こういった方向での動きに期待を高める一因となったところである。

県内の未利用魚を具体的に挙げると、①認知度が低く、魚価が低いため出荷にかかるコストが課題だったカナガシラ、②漁獲量が安定せず、ロットがまとまりづらいマアジ（特に小アジ）、③ごく短期間に水揚げが集中した場合のマダイといった魚種がある。各魚種への対処として、新施設を通じた資材コスト削減と漁協による一定以上の価格での直接買取り（カナガシラ）、広域連携を通じた新施設への集積・貯蔵（マアジ、マダイ）が行われることとなった。

後者の②広域統一ブランド化に関しては、対象となるのは専らズワイガニである。ほかの北陸諸県と同様に、新潟県もズワイガニの産地ではあるものの、産地としての認知度が低く、単価面でも差をつけられている実態があることから、新潟県でも広域浜プランを機に選別基準の設定を行い、ブランド化（「越後本ズワイ」）に着手することになった（基準は第4表参照）。

（注24）新潟県水産海洋研究所利用加工課の調査によると、富山県から島根県までの7府県のズワイガニの平均単価（雌雄不分別、10～14年平均）が2,429円/kgなのに対して、新潟県では1,067円/kgであったという。

c 実際と成果

以上のような新潟越後の広域浜プランの

第4表 「越後本ズワイ」の選別基準

選別基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ オス800g以上 ・ 新潟県内の漁港(佐渡市以外)で水揚げされたもの ・ 堅力ニ(身がぎっしり詰まっていること) ・ 脚がそろっていて色つやが良いもの ・ 泥を吐かせたもの ・ 出荷時に生きているもの

資料 新潟越後広域水産業再生委員会作成資料

取組みは、複数の浜の連携という点ではどのような実態を伴っているのだろうか。冷凍施設に関しては、急速冷凍庫が18年からの稼働ということもあり、電気代や水道代といった経費の低下以外については、データを伴った実績は現時点では明らかではない。したがって、広域浜プランにつき中心的な役割を担っている広域合併漁協である新潟漁協と県へのヒアリングに基づいて検討する。

(a) 未利用魚の活用

まず未利用魚の活用について見ていくと、カナガシラに関しては、次のような新施設の機能を基礎とした対応が講じられることとなった。具体的には、新しい出荷の仕組みが構築された。以前は、小サイズのカナガシラに関して、出荷者（漁業者）が負担する箱代や氷代を考慮すると、300～400円／1箱（3kg）を下回ってしまうなら市場出荷するのは割に合わないと考えられていた。このような状況への対応として、新潟漁協では、新施設の整備後は、凍結用のパン缶（魚をブロック状に凍結するための金属製の箱）を漁協で用意し、100円/kgで直接買い取る活動を開始した^(注25)。この場合、凍結パンを用いて新施設で急速凍結にかけるため、従来必要だった箱や氷といった資材代を漁業者が負担する必要がなくなる。漁業者は、市況を見て従来式で出荷するか新しい仕組みを利用するか選択できるようになっており、新方式は低価格時の下支え策として構想されたものである。また、学校給食での利用

が重要な販路となっているが、その維持拡大に向けて、漁獲情報の共有化や加工品ニーズの需要情報の共有化も進められている。

アジに関しては、従来廃棄扱いとなっていた30g程度の小サイズのもものが佐渡、粟島浦、新潟市等でまとまった量漁獲された際に急速冷凍し、県内の水族館へペンギン等の餌用として提供されるようになった。新潟市内の水族館に対してはこれまで地元産の餌は納入されていなかったが、今年新装された上越市内の水族館向けと併せて、今年から地元産の餌が提供されることとなった。

現在は、冷凍倉庫を利用する加工業者と協力しながら、魚種ごとに冷凍した場合の品質を見極めるための試験等を行っており、施設を最大限活用するための努力が重ねられている。例えば、ノロゲンゲは上越地域では消費ニーズがあるが新潟市ではニーズがないため、これまで新潟漁協管内での水揚げは盛んではなかった。しかし、広域連携体制の下で上越地域を含むようになったことで、消費拡大の可能性が生まれたため、凍結実験の対象とする動きが生じつつある。このような動きは、広域連携ゆえに生じたものと言えるだろう。

(注25) 新潟県では、条例により卸売市場での卸売業者の自己買付けが禁止されているため（新潟県卸売市場条例第16条）、相対での購入となる。

(b) ズワイガニの広域ブランド化

②ズワイガニの広域ブランド化に関しては、17年から出荷が開始されている。しかし、地域ごとの事情の違いをどのように融

和していくかが今年度以降の課題となっている。例えば、漁獲量の多い地区では、量に比例して選別の負担が大きくなるため、サイズ基準ぎりぎりの個体を厳密に計量して選別するのは現実的とは言えなかった。そのため、初年度である昨年度は、取り決めのサイズよりも一回り大きいサイズを目安とすることで、選別の手間を回避するという運用が一部でなされた。これは該当する生産者に対して不利な状況をもたらすものであり、不公平にならない運用の工夫が求められている。また、価格面では、17年において、県全体のズワイガニ平均単価が2,000円/kg前後だったのに対して、「越後本ズワイ」は8,000円/kgだった。もっとも、量は全体の2%程度にすぎない。「越後本ズワイ」そのものの高単価で利益をあげるといふより、「越後本ズワイ」をPRすることによって県産ズワイガニ全体のブランドイメージが向上し、単価が底上げされるのが待たれるところである。

また、本稿で取り上げたテーマとは直接関係ないが、新潟越後の広域浜プランでは、広域水産業再生委員会名で県内各地の漁業関係観光イベント情報や直売所情報等を網羅したパンフレットを作成しており、これも広域連携の貴重な成果である。

d 今後の課題

今後の課題としては、まず、漁獲量の不安定さへの対応が挙げられる。この主要な要因は日本海側特有の冬期風浪の影響により出漁日数が限られてしまうことであるが、

冷凍施設の稼働を軌道に乗せながら、今後は在庫を確保することで組合の加工事業の底上げを図るとともに、大手水産加工業者等の員外者の施設利用を拡大させていくことが今後の基本方針となると考えられる。

また、新潟県下の場合、いくつかの漁協は加工事業に既に着手していたが、単協レベルでの未利用魚利用事業化の難しさ等から、漁協のなかには、未利用魚利用から高付加価値路線へと加工事業の方針をシフトさせた漁協^(注26)もあり、個々の事業について実質的なレベルで深く連携するのは困難な面もある。地域差を織り込みつつ、インフラ施設を基軸として漁業特有の短期的な事情変化への対応力をどのように発揮していくか、平時からの漁協間の連携が求められるところであろう。

(注26) 亀岡 (2018c) 参照。

おわりに

広域浜プランの下で行われている内容は、浜プランで取り上げられた内容と似ている部分も目立つが、①TPPをきっかけとした競争力強化・効率化のための施策であること、②浜プランとは異なり漁協・浜横断的な取組みであること等を反映して、施設の再編が中心的内容として取り上げられている。これは漁協系統が従来自主的に取り組もうとしてきた課題でもあった。しかし、プラン履行の途上である現時点では施設再編が達成された事例は必ずしも多くないようである。それに対して本稿では、小範囲

ながら施設再編を既に達成した事例や、施設の新造・更新によって広域的連携体制を構築した事例を取り上げた。

事例を振り返ると、広域浜プランが漁協間の連携を支援する機能を果たしていることが観察される。また、その前提として、プラン以前から行われていた既存の取組実態ないし問題意識が明確に存在していたことに加えて、行政の支援、課題解決の強い必要性、といった要素が重要であったことがわかる。特に、広域での連携を実質化するためには、結節点としての行政（都道府県）の役割は、不可欠なもののように思われる。

最後に、今後の運用上の課題として2点ほど指摘する。

①資材・漁獲物物流のオペレーションやブランドの統一化にかかる連携は、実際に着手してみて浮き彫りになる課題も多いため、成果が即座に出ずとも取組みの継続が肝要であり、行政も交えた円滑な広域水産業再生委員会運営が引き続き求められる。

②現状では、政策着手の経緯も手伝って、後発である広域浜プランと先行する浜プランとの連動は必ずしも明確でない場合が多い。次期浜プラン策定に当たっては、広域浜プランの内容を念頭に置いた内容調整を行うと、より成果が相乗的に発揮されるようになると考えられる。

漁協系統には、以上のような課題を踏まえつつ、その都度の政策状況に適応し、自らの課題を解決する戦略の構築が引き続き求められていると言える。

一方で、6月に、水産庁「水産政策の改革について」を受けて、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂され、「産地市場の統合など、販売力の強化を進める上で必要な場合には、漁協の広域合併を促進する」との方針が改めて示された。これは規制改革の動向を受けて提示された方針であり、浜プラン・広域浜プランとは出自がまた異なるものである。こういった変化を受け、広域浜プランに基づく蓄積は、やはり漁協合併という形に収れんするのか、またそうではない連携の形があり得るのか、さらにそれらは結局のところ政策への適応という形で表出するものなのか否か、今後の動向が注目されるところである。

<参考文献>

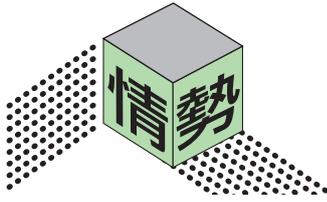
- ・市川康夫ほか（2012）「北茨城市平潟町における漁業地域の構造変容」『地域研究年報』34号，1～37頁
- ・王莉莉・馬場治（2017）「漁協合併による産地市場統合の効果とその課題—東安房漁業協同組合を事例に—」『北日本漁業』45号，100～115頁
- ・加瀬和俊（2004）「漁協の事業・組織の再編成をめぐる諸論点—シンポジウムの課題と方法にふれて—」『漁業経済研究』49巻2号，1～7頁
- ・加藤辰夫・東村玲子（2009）「産地市場統合・再編整備における課題と現実の相克—福井県漁連敦賀地方卸売市場の検証—」『北日本漁業』37号，142～155頁
- ・亀岡鉦平（2017a）「浜の活力再生プランの取組状況と地域漁業振興の課題」『農林金融』5月号，2～19頁
- ・亀岡鉦平（2017b）「製氷事業の再編にみる漁協間の連携—茨城県北部広域浜プラン—」『農中総研調査と情報』web誌，9月号，28～29頁
- ・亀岡鉦平（2017c）「県内陸部での販路拡大にいかに取り組むか—山形県広域浜プラン—」『農中総研調査と情報』web誌，11月号，20～21頁
- ・亀岡鉦平（2018a）「流通販売網と氷供給網の広域的集約化—石川県広域浜プラン—」『農中総研調査と情報』web誌，1月号，26～27頁

- ・亀岡 鉦平 (2018b) 「横展開が進む浜の活力再生プラン—次期プランを見据えて—」『農中総研 調査と情報』web誌, 5月号, 24~25頁
- ・亀岡 鉦平 (2018c) 「浜プランを活用した漁協加工事業の活性化—新潟県上越漁協—」『農中総研 調査と情報』web誌, 7月号, 30~31頁
- ・漁業経済学会編 (2005) 『漁業経済研究の成果と展望』成山堂書店
- ・佃朋紀 (2004) 「系統の販売事業の再構築について」『漁業経済研究』49巻2号, 47~59頁
- ・出村雅晴 (2007) 「水産物産地市場の現状と課題」『農林金融』3月号, 15~26頁

- ・馬場治 (2004) 「漁協経営の内実と組織再編」『漁業経済研究』49巻2号, 9~33頁
- ・浜野節夫 (2004) 「漁協合併に伴う事業再編の経験」『漁業経済研究』49巻2号, 35~45頁
- ・濱本俊策 (2004) 「零細漁協の事業と経営」『漁業経済研究』49巻2号, 61~78頁
- ・廣吉勝治 (2006) 「産地市場の機能強化と市場統廃合の課題」『漁協』No.119, 7~11頁

(かめおか こうへい)





JA生産部会における組織力効果の発揮による 農業収入の増大

主任研究員 尾高恵美

はじめに

JAグループ自己改革（以下「自己改革」という）では、10年後の目指す姿として、持続可能な農業、豊かでくらしやすい地域社会、協同組合としての役割発揮を掲げている。目指す姿を実現するために、協同組合の強みを生かすことを明確に打ち出している点に注目したい。

『新版協同組合事典』（1986）によると、協同組合には、規模の経済性の効果と組織力の経済効果がある。前者は協同組合だけでなく他の企業形態にも共通しているが、後者は協同組合に特有の効果、強みと位置づけられている。

現在進められている自己改革では、持続可能な農業の実現に向けて、農業者の所得増大と農業生産の拡大を重点目標としている。目標の達成には、営農関連の組合員組織である生産部会の活動を通じて、組織力の経済効果を引き出すことが不可欠となろう。

そこで本稿では、露地野菜の生産部会に注目して、組織力の経済効果について取り上げる。以下では、先行研究に基づいて組織力の経済効果について整理したのち、農

林業センサスにより露地野菜作経営の状況を概観したうえで、事例に基づいて生産部会における組織力の経済効果とそれを高めている要因を考察する。

1 協同組合における組織力の 経済効果とは

高田（2008）では、組織力の経済効果は「計画・調整の経済効果」と「参画の経済効果^{（注1）}」によってもたらされると整理している。計画・調整の経済効果とは、組合員の利用量を事前に把握したり、協議と調整によって取扱品目を集約すること等によって生み出される効果である。例として、事前申請に基づいた農産物の共同販売、共同利用施設の計画的利用や生産資材の予約購買が挙げられる。一方、参画の経済効果とは、運営を職員に一任するのではなく、組合員の参画や無償労働によって生み出される効果である。例として、利用組合方式による共同利用施設の運営や、部会員による農産物の販促活動が挙げられる。

組織力に影響を与える要因として藤谷（1974）は、協同組合運動に対する意識、メンバーに与えられる情報、そして組合員組織の編成方法を挙げている。

組織力の経済効果を発揮するための生産部会の組織編成を考えるうえで、近年、課題となっているのが、農業者の異質化である。石田（1995）は、農業者の異質化に対応し、出荷体系や栽培方法等の同質性に基づいて、生産部会を細分化する必要があることを指摘している。次に、露地野菜作経営における異質化の状況について、農林業センサスによりみていく。

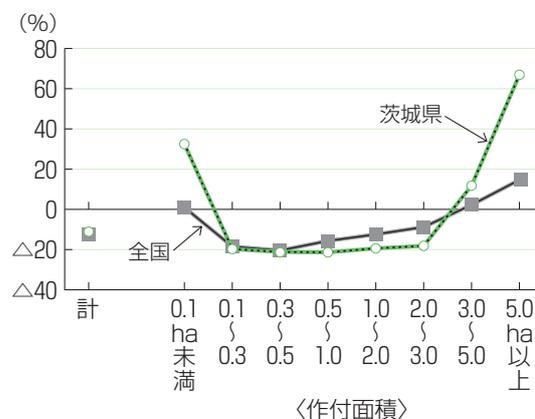
（注1）高田（2008）では、組織力の経済効果を費用面から論じているが、本稿では収益面について農産物販売に注目する。

2 露地野菜作経営における異質化

（1）露地野菜の作付面積は二極化

農林水産省「農林業センサス」によると、2015年において販売目的で露地野菜を作付けしている農業経営体数は33万725経営体で、10年の37万7,003経営体に比べて、4万6,278経営体、率にして12.3%減少した。作付面積規模別にみると、最も規模が小さい0.1ha未満の経営体数は0.9%、3～5haは2.2%、5ha以上は14.6%それぞれ増加した（第1図）。一方、0.1ha以上3ha未満の経営体数は減少し、とくに0.3～0.5ha未満では△20.5%と大きく減少した。規模を縮小して営農を継続する小規模な経営体が増える一方で、縮小した経営体やリタイアした経営体の農地を引き受けたり、回転率を上げることで作付面積の拡大を図り、大規模な経営体が増えるという二極化がみられる。この結果、3ha以上の経営体が経営体数全

第1図 2015年における露地野菜の作付面積規模別経営体数の2010年比増減率



資料 農林水産省「2015年農林業センサス」

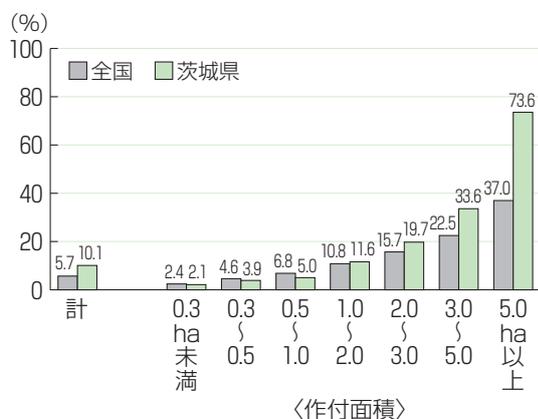
体に占める割合は5.1%に上昇した。

後に事例で取り上げる茨城県でも、中規模層の減少、小規模層と大規模層の増加という傾向は全国と同様にみられる。ただし茨城県の場合には、小規模層と大規模層の増加率が全国に比べて大きく、二極化がより顕著となっている。この結果、15年には茨城県における3ha以上の経営体の割合は9.7%となり、大規模経営体の存在感が強まっている。

（2）雇用や販売方法にも影響

経営規模の違いは、雇用面、ひいては販売方法にも影響している。15年において常雇い（雇用契約の期間が7か月以上）を雇用している割合は、露地野菜作経営の全国平均では5.7%である。作付面積規模別にみると、0.3ha未満では2.4%だが、3～5haでは22.5%、5ha以上では37.0%と規模が大きいほど高くなっている（第2図）。茨城県についてみると、5ha以上では73.6%と全国の2倍近い高さとなっている。

第2図 露地野菜作経営における常雇いを雇用している割合(2015年)



資料 第1図に同じ

常雇いを雇用すると、定期的な給与・賃金の支払いが生じるため、販売において価格や数量が比較的安定している契約取引を望む傾向がある。05年において露地野菜作販売農家のうち「契約生産を行っている」割合は19.9%だが、作付面積2ha以上では31.8%に高まっている(第3図)。茨城県でもほぼ同様の傾向がみられる。

このように同じ作目でも、規模の二極化や販売方法の多様化という形で農業者の異質化が進んでいる。このため、生産部会の

第3図 「契約生産を行っている」露地野菜作販売農家の割合(2005年)



資料 農林水産省「2005年農林業センサス」

組織編成も、従来の作目や品目による区分だけでは、農業者のニーズに十分対応できずに、協同組合の組織力の経済効果を弱める恐れがあると考えられる。次節では、農業収入の安定化という共通のニーズをもつ大規模な農業者による生産部会の取組事例を紹介する。

3 契約取引のための生産部会 —JA常総ひかり石下地区契約部会 の取組み—

本節では、露地野菜の契約取引に取り組んでいるJA常総ひかり石下地区契約レタス部会(注2)の取組みを紹介する。

(注2) 本節の記述は、JC総研「2017年度マーケットインに対応した生産部会のあり方に関する研究会」における筆者担当の調査結果、尾高(2008)、尾高(2009)を活用している。

(1) 規模拡大が進む露地野菜産地

JA常総ひかり(以下「JA」という)は、茨城県南西部の常総市(旧水海道市、旧石下町)、下妻市(旧下妻市、旧千代川村)、八千代町の2市1町を管内としている。管内では、八千代町、旧石下町、旧千代川村(以下「3地区」という)を中心に、露地野菜の大産地が形成されている。16年における管内の農業産出額(推計)は424.7億円で、うち野菜が268.3億円、全体の63.2%を占めている(農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」)。

管内の露地野菜の作付経営体数は、10年の1,029経営体から15年の1,000経営体へと

若干減少したが、1経営体当たり作付面積は2.2haから2.9haへと拡大した（農林水産省「2015年農林業センサス」）。

規模拡大に伴って雇用労働力を受け入れる経営体が増えた。15年において、露地野菜を含むすべての農業経営体のうち常雇いを雇用した割合をみると、全国では3.9%（前述したように露地野菜に限定すると5.7%）、県平均で5.1%（同10.1%）だが、管内では7.5%と全国の2倍近い。露地野菜の栽培が盛んな3地区に限定すると13.0%となり、常雇人数も平均3.7人となっている。

（2）安定収入のニーズに対応して設立

前述したように、常雇いを雇用している農業者では、通年で働く従業員に定期的に給与を支払うために、安定的に収入が得られる契約取引のニーズがとくに強い。そのようなニーズを踏まえて、全農茨城県本部は、レタス、キャベツやハクサイの契約取引の販路を開拓し、JAに取引を打診した。これを受けてJAでは、エコファーマーの認証を取得するなど露地野菜の栽培技術が高く、契約意識の高い農業者に打診した。契約取引によって収入の安定性が高まることを期待した農業者を集めて4～10人で1つのグループを作り、活動を開始した。

露地野菜栽培の盛んな3地区の1つである石下地区では、96年に石下地区契約レタス部会（以下「契約レタス部会」という）を設立してレタスの契約取引に取り組むことになった。当初の部会員は10人だったが、高齢化やレタスの連作障害により2人が脱

退して、現在は8人となっている。このうち6人は外国人技能実習生を受け入れて、多品目の野菜を大規模に生産している。ほかの2人は家族労働が主体であるものの、契約レタス専作で耕地面積3ha弱（作付面積6ha弱）を運営している。いずれの部会員も収入を安定化させたいというニーズが強い。また、部会員は社交ダンスという共通の趣味があり、夫婦で同じサークルに参加している。

（3）契約取引のための部会として確固とした位置づけ

JAには、園芸部門に関して、地区（合併前の旧JAのエリア）ごとに品目部会がある。

品目部会の部会員全員ないし役員を構成員として地区園芸部があり、さらに、地区園芸部の役員を構成員として管内を網羅する園芸部会連絡協議会が設置されている。

石下地区の園芸部には8つの品目部会がある。その1つにレタス部会があり、契約レタス部会とリーフレタス部会で構成されている。組織図上レタス部会はあるが、契約レタス部会とリーフレタス部会はそれぞれ独自に活動し、部会会計、販売やプール計算の単位も別となっている。JA営農指導員が事務局として部会運営をサポートしている。

（4）安定出荷に向け生産・販売面で協力

契約レタス部会の出荷物は、JA、全農茨城県本部や卸売市場を通じてカット野菜業者等加工業務向けに販売されている。出荷

期間は、春レタスが3月上旬から5月中旬まで、秋レタスが10月上旬から12月中旬までであり、期間中は月曜日から金曜日まで毎日一定量を出荷する契約である。契約ではシーズンを通して同一価格となっている。

出荷物の安定出荷と品質向上のために、契約レタス部会では、シーズンごとにすべての部会員が参加して、栽培や出荷に関する会議を開催している。栽培に関しては、栽培講習会や現地研修会で、栽培上の注意点を確認し、害虫対策技術を共有している。加工業務用規格に対応するため、出荷規格と品質基準の確認を行う目ぞろえ会は、出荷直前と中間に2回ずつ行い、部会員は夫婦で参加している。また、出荷が終了した段階で、当年度の実績を振り返り、対策を協議する次年度対策会議を開催している。

とくに安定出荷に向けては、出荷期間中の毎週金曜日に、すべての部会員、JA営農指導員、全農茨城県本部の販売担当者が参加して定例会を開催し、生育状況や個別の行事等を加味したうえで、翌週の出荷数量を割り当てている。自然災害の被害を受けた場合には即日に臨時総会を開催して対応を協議している。

生育状況等を加味して出荷数量を割り当てているが、作柄不良等により割当量を満たせない場合には、他の部会員が補っている。また、レタスの収穫適期は短いため、加工業務向けの栽培技術が定着する前は収穫作業が追い付かないこともあり、その場合は、他の部会員が無償で収穫作業を手伝っていた。このほか、個々の部会員が天候

変動等による単収減を想定し、余裕をもった面積を作付けしている。

(5) 部会員のレタス販売高は拡大

06年度の契約レタス部会の販売高は1.8億円だった。11年の東日本大震災後は風評被害を受けて一時的に減少したものの徐々に回復し、16年度には2.6億円となった。部会員1人当たりで見ると、06年度の2,000万円程度から、16年度には3,200万円程度へと1.6倍に増加した。これは、同年の石下地区園芸部平均の879万円の3.6倍で、高収入の農業者が多い地域にあっても際立った販売高を実現している。安定して高い収入を獲得していることもあり、部会員8人のうち7人で後継者を確保している。

4 事例にみる組織力の経済効果 —希望する販売方法の継続と 拡大に寄与—

前述した事例における組織力の経済効果は、部会員のニーズである農業収入の増加という形で現れている。これは、生産部会の活動とJAグループの営農経済事業との一体的な運営によって実現されたものである。本節では、生産部会の活動によってもたらされた組織力の経済効果について、計画・調整の経済効果と参画の経済効果の観点から整理するとともに、これらが発揮されている要因の抽出を試みる。

(1) 計画・調整の経済効果

計画・調整の経済効果に関して事例では、契約に基づいて出荷することを前提として作付けし、出荷直前に生育状況等を加味して出荷割当を調整するなど、部会自体が需給調整機能を強めている。これにより、計画に基づく安定した出荷を実現し、部会員が望む契約取引の継続と拡大につながっている。

計画・調整の経済効果を生かせる点で、通常の卸売市場出荷に比べて、契約取引は独自組織が有効な取引形態ともいえる。

(2) 参画の経済効果

参画の経済効果に関しては、契約どおりに出荷するために、害虫対策技術を共有したり、また、ある部会員が出荷できない場合に別の部会員が補ったり、さらに、ある部会員のほ場でレタスの生育が進み収穫が間に合わない場合に別の部会員が作業を手伝うなど、部会員同士が協力している。このような欠品を回避するための努力は、契約取引の継続と拡大に寄与していると考えられる。

(3) 組織力の経済効果を引き出す要因

これらの経済効果が発揮されている要因として、組織編成に関して事例から次の2つのことが示唆される。

1つめは、営農に関するニーズが共通する農業者を構成員として生産部会を組織していることである。契約レタス部会の部会員は、契約取引によって農業収入の安定性

が高まると期待し、JAからの提案に応じた農業者で、市況の一時的な高騰よりも安定した価格のメリットを重視している。このため、計画に沿って出荷する意識が強くなり、契約取引を継続するための助け合いにもつながっていると考えられる。

2つめは、部会員間の密接なコミュニケーションである。契約レタス部会では、頻繁に会合を開催して栽培に関する情報交換を行っている。また、住居やほ場が比較的近いところにあるため相互に生育状況が目に見え、趣味の活動などの日常的な接触も多くなっている。密接なコミュニケーションを通じて、互いの状況をよく把握できることは、自発的協力を促す一因になっていると考えられる。

おわりに

農業者の異質化について、本稿では経営規模の二極化や販売に関する志向に注目したが、これら以外にも栽培方法や6次産業化の取組みなどの経営内容についても多様化が進んでいる。このような状況においては、生産部会を細分化し、特性に合わせて営農経済事業の対応を行うことが、農業者のニーズを満ち、組織力の経済効果を引き出すうえで有効であることを紹介した事例は示唆している。生産部会の細分化に当たっては、生産者のニーズの共通性や部会員同士の関係性に配慮することが重要となる。

<参考文献>

- 石田正昭（1995）「農業経営異質化への農協販売事業の対応課題」『農業経営研究』第33巻第2号，45～52頁
- 石塚修敬（2018）「部会内組織と農家の生産志向の相違に関する個と集団の論理による整理」『農業経済研究』第90巻第1号，23～28頁
- 板橋衛（2015）「農協の営農指導・販売事業の展開と生産部会」石田正昭・小林元編著『JAの運営と組合員組織』全国共同出版，35～52頁
- 尾高恵美（2008）「少人数の強みを生かすJA常総ひかり石下地区契約レタス部会」『農中総研 調査と情報』web誌，3月号
- 尾高恵美（2009）「市場細分化戦略における農協生産部会と農協系統の機能高度化—中小規模の野菜生産部会の取組みを中心に—」『農林金融』12月号
- 北川太一（2012）「協同組合の特性を強みに変えるために—『組織力』を考える—」『月刊JA』8月号，4～7頁
- 協同組合事典編集委員会編（1986）『新版 協同組合事典』家の光協会

- 高田理（2008）「広域合併農協づくりの基本課題と県単一農協」小池恒男編著『農協の存在意義と新しい展開方向—他律的改革への決別と新提言—』昭和堂，211～229頁
- 西井賢悟（2006）『信頼型マネジメントによる農協生産部会の革新』大学教育出版
- 西井賢悟（2015）「生産部会を基軸とする系統結集力の再構築」石田正昭・小林元編著『JAの運営と組合員組織』全国共同出版，53～66頁
- 西井賢悟（2017）「JA自己改革の王道は『組織力』の再構築」『JC総研レポート』VOL.42，2～9頁
- 農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」
- 農林水産省「2005年農林業センサス」「2010年世界農林業センサス」「2015年農林業センサス」
- 藤谷築次（1974）「協同組合の適正規模と連合組織の役割」桑原正信監修・農業開発研修センター編『農協運動の理論的基礎』家の光協会，315～366頁

（おだか めぐみ）



書籍案内

農林漁業金融統計2017

A4版 193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153
発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2017年12月



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(61)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(61)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(61)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(62)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(62)
6. 農業協同組合 主要勘定	(62)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(64)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(64)
9. 金融機関別預貯金残高	(65)
10. 金融機関別貸出金残高	(66)

〈特別掲載 (2018年3月末数値)〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(67)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高	(68)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(69)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高	(70)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (6362) 7755
FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているため合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
2013. 5	48,050,096	4,507,337	27,339,697	4,851,760	50,160,446	16,606,399	8,278,525	79,897,130
2014. 5	49,987,138	3,968,643	24,585,188	7,281,816	49,732,035	16,450,589	5,076,529	78,540,969
2015. 5	54,040,572	3,501,545	33,895,685	8,070,503	58,774,342	18,850,739	5,742,218	91,437,802
2016. 5	59,886,701	3,014,061	29,962,479	17,190,174	56,074,942	14,815,349	4,782,776	92,863,241
2017. 5	62,667,060	2,314,936	37,671,893	25,564,752	57,055,532	10,149,598	9,884,007	102,653,889
2017. 12	65,682,512	1,937,230	38,925,638	27,470,060	57,134,991	10,683,755	11,256,574	106,545,380
2018. 1	64,825,490	1,883,093	37,841,674	23,210,871	56,079,227	10,569,377	14,690,782	104,550,257
2	65,053,300	1,828,936	34,989,910	25,405,609	52,457,166	10,453,414	13,555,957	101,872,146
3	65,576,322	1,774,498	33,899,762	27,949,397	52,283,016	10,660,039	10,358,130	101,250,582
4	66,247,562	1,730,631	34,479,290	28,657,554	52,081,661	10,547,378	11,170,890	102,457,483
5	66,006,531	1,687,489	34,499,724	26,573,588	51,871,264	10,640,995	13,107,897	102,193,744

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2018年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	54,885,013	-	2,793,458	86	4,647	-	57,683,204
水産団体	1,838,565	80	125,708	-	56	-	1,964,409
森林団体	1,782	-	3,642	-	221	-	5,646
その他会員	2,019	-	8,553	-	-	-	10,571
会員計	56,727,379	80	2,931,362	86	4,924	-	59,663,831
会員以外の者計	421,962	24,338	400,370	117,092	5,347,360	31,579	6,342,700
合計	57,149,340	24,418	3,331,731	117,179	5,352,284	31,579	66,006,531

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 342,594百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2018年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	1,280,471	105,954	47,242	-	1,433,667
	開拓団体	12	9	-	-	21
	水産団体	29,441	3,264	6,539	20	39,264
	森林団体	2,266	2,781	1,969	1	7,017
	その他会員	603	600	20	-	1,223
	会員小計	1,312,793	112,608	55,769	21	1,481,192
	その他系統団体等小計	94,838	8,478	51,232	-	154,549
計	1,407,631	121,086	107,001	21	1,635,741	
関連産業	3,297,889	36,049	863,688	1,998	4,199,624	
その他	4,657,212	2,768	145,653	-	4,805,631	
合計	9,362,732	159,903	1,116,342	2,019	10,640,996	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2017. 12	8,733,111	56,949,401	65,682,512	10,000	1,937,230
2018. 1	8,070,243	56,755,247	64,825,490	-	1,883,093
2	8,561,139	56,492,161	65,053,300	-	1,828,936
3	8,736,414	56,839,908	65,576,322	-	1,774,498
4	9,075,829	57,171,733	66,247,562	-	1,730,631
5	8,829,373	57,177,158	66,006,531	-	1,687,489
2017. 5	7,632,607	55,034,453	62,667,060	-	2,314,936

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商 品 有 価 証 券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2017. 12	62,472	27,407,588	57,134,991	12,042,840	7,770	-	172,358
2018. 1	65,879	23,144,992	56,079,227	12,002,792	7,046	-	171,449
2	56,893	25,348,715	52,457,166	12,002,792	3,058	-	164,275
3	55,871	27,893,526	52,283,016	11,612,797	3,064	-	162,764
4	86,594	28,570,959	52,081,661	11,358,797	11,505	-	174,170
5	82,703	26,490,884	51,871,264	11,148,687	8,524	-	159,902
2017. 5	62,565	25,502,186	57,055,532	13,008,157	1,002	-	163,345

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2017. 12	65,494,440	64,003,705	1,302,452	1,677,232	1,954,038
2018. 1	65,032,036	63,827,664	1,341,405	1,677,232	1,954,038
2	65,113,260	63,754,566	1,305,405	1,677,232	1,954,038
3	64,813,958	63,607,443	1,255,098	1,809,065	1,969,107
4	65,450,993	64,232,299	1,228,473	1,805,226	1,970,726
5	65,337,928	64,311,001	1,336,468	1,805,226	1,970,726
2017. 5	62,745,222	61,687,668	1,303,755	1,245,142	1,951,019

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2017. 11	33,555,343	67,651,283	101,206,626	582,688	411,604
12	34,194,161	68,123,018	102,317,179	593,581	429,637
2018. 1	33,747,940	68,028,926	101,776,866	602,231	442,531
2	34,365,143	67,576,539	101,941,682	601,173	438,752
3	34,526,240	66,779,723	101,305,963	633,070	462,517
4	34,964,758	66,931,276	101,896,034	622,468	469,224
2017. 4	33,076,722	65,968,701	99,045,423	541,302	378,039

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	2,498,641	3,480,488	32,936,509	106,545,380
-	1,972,619	3,480,488	32,388,567	104,550,257
-	1,465,607	3,480,488	30,043,815	101,872,146
-	1,405,187	3,480,488	29,014,087	101,250,582
-	2,162,484	3,480,488	28,836,318	102,457,483
-	2,042,881	3,480,488	28,976,355	102,193,744
-	1,594,147	3,480,488	32,597,258	102,653,889

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
9,390,147	1,118,635	2,614	10,683,755	1,335,000	9,913,804	106,545,380
9,252,442	1,143,468	2,017	10,569,377	2,090,000	12,593,736	104,550,257
9,145,104	1,142,216	1,817	10,453,414	1,625,836	11,927,064	101,872,146
9,324,533	1,169,670	3,070	10,660,039	630,000	9,725,066	101,250,582
9,303,685	1,066,673	2,848	10,547,378	950,000	10,209,386	102,457,483
9,362,731	1,116,342	2,018	10,640,995	1,130,000	11,969,374	102,193,744
9,005,449	978,654	2,148	10,149,598	500,000	9,383,006	102,653,889

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借				方		
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融 機関貸付金
81,049	44,124,017	44,078,410	30,000	831,932	18,147,091	7,280,854	1,784,539
65,213	43,465,234	43,412,487	25,000	826,851	18,429,347	7,277,855	1,776,740
64,047	43,426,657	43,372,549	40,000	864,016	18,443,037	7,289,499	1,804,206
70,800	43,146,594	43,095,414	40,000	874,647	19,239,403	7,442,678	1,855,136
68,497	44,429,903	44,380,710	25,000	893,649	17,606,207	7,318,689	1,845,441
63,209	44,230,732	44,177,045	30,000	928,353	17,716,178	7,333,876	1,836,612
58,207	42,286,287	42,227,905	15,000	741,267	17,164,763	6,893,533	1,725,594

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借				方		報 告 組 合 数
	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫 (農)貸付金	
435,079	76,266,032	76,018,489	3,954,781	1,632,313	21,679,360	161,950	654
471,685	77,352,792	77,115,191	3,955,826	1,619,274	21,622,111	161,304	654
436,830	76,745,240	76,512,295	4,023,145	1,667,323	21,606,038	161,328	654
409,689	77,036,960	76,797,564	3,982,692	1,620,766	21,656,580	160,855	654
401,113	76,644,678	76,408,385	3,920,755	1,571,319	21,749,256	162,092	652
420,104	77,440,515	77,201,007	3,863,094	1,522,396	21,672,687	162,138	648
420,454	74,302,822	74,082,870	3,952,539	1,651,325	21,652,243	168,317	654

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2018. 2	2,428,189	1,702,995	28,068	55,429	16,560	1,931,514	1,911,974	82,489	466,141	
3	2,414,573	1,664,372	29,968	55,468	17,783	1,929,163	1,907,052	82,166	462,615	
4	2,392,063	1,672,350	30,368	55,571	15,478	1,916,256	1,897,026	77,364	458,272	
5	2,439,160	1,718,367	30,368	55,571	16,990	1,955,917	1,935,520	78,074	462,575	
2017. 5	2,398,647	1,689,779	21,070	55,099	16,759	1,886,925	1,866,927	79,790	471,005	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2017. 12	805,044	434,128	80,940	58,717	107,088	5,685	809,704	800,616	400	143,121	6,833	79
2018. 1	776,663	425,223	77,811	55,966	106,124	6,285	782,748	774,399	400	140,620	6,787	77
2	773,257	422,680	77,834	55,909	106,093	5,697	780,668	772,149	400	140,462	6,730	77
3	777,891	424,945	78,877	58,063	106,014	5,541	786,228	777,805	400	141,816	6,699	77
2017. 3	793,649	429,295	82,731	62,126	107,467	5,304	801,341	793,142	400	148,072	7,692	80

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2015. 3	936,872	580,945	3,067,377	2,432,306	632,560	1,319,433	192,063	
	2016. 3	959,187	597,361	3,235,087	2,482,863	642,280	1,347,476	195,607	
	2017. 3	984,244	622,288	3,433,657	2,543,180	657,873	1,379,128	199,392	

	2017. 5	989,228	627,452	3,502,267	2,550,395	659,393	1,390,545	199,844	
	6	1,004,862	639,222	3,455,334	2,563,617	664,977	1,403,186	201,876	
	7	1,004,667	640,746	3,463,692	2,545,199	659,879	1,400,980	201,553	
	8	1,009,301	645,712	3,465,196	2,552,590	661,723	1,406,065	202,374	
	9	1,007,674	643,331	3,458,376	2,555,365	665,314	1,411,279	203,126	
	10	1,011,727	646,175	3,504,783	2,545,038	662,326	1,410,371	202,809	
	11	1,012,066	646,679	3,550,005	2,553,928	662,581	1,407,147	202,405	
	12	1,023,172	654,944	3,489,735	2,583,346	670,574	1,421,840	204,525	
	2018. 1	1,017,769	650,320	3,535,579	2,562,605	662,674	1,410,888	203,329	
	2	1,019,417	651,133	3,544,445	2,568,001	663,535	1,414,939	203,618	
	3	1,013,060	648,140	3,593,112	2,620,107	668,302	1,409,772	203,399	
4	1,018,960	654,510	3,674,060	2,617,960	673,110	1,423,775	204,513		
5 P	1,017,198	653,379	3,705,121	2,634,961	647,247	1,417,632	203,338		

前年同月比増減率	2015. 3	2.4	4.5	4.3	3.2	2.9	3.0	2.9	
	2016. 3	2.4	2.8	5.5	2.1	1.5	2.1	1.8	
	2017. 3	2.6	4.2	6.1	2.4	2.4	2.3	1.9	

	2017. 5	2.8	3.9	6.5	2.5	2.7	2.3	1.8	
	6	3.1	3.6	6.4	2.7	2.5	2.3	1.6	
	7	2.9	4.5	7.3	2.3	2.2	2.2	1.7	
	8	3.0	4.7	6.7	2.9	2.6	2.3	1.8	
	9	3.2	4.8	5.6	3.3	2.4	2.5	1.9	
	10	3.0	4.6	6.2	2.7	2.2	2.3	1.9	
	11	3.0	4.6	5.7	2.4	2.2	2.2	2.0	
	12	2.9	4.5	4.9	2.5	2.0	2.4	2.0	
	2018. 1	2.9	4.3	5.3	2.6	1.7	2.2	1.9	
	2	2.9	4.3	5.5	2.3	1.6	2.1	1.9	
	3	2.9	4.2	4.6	3.0	1.6	2.2	2.0	
4	2.9	4.3	6.0	2.6	1.8	2.1	2.0		
5 P	2.8	4.1	5.8	3.3	△1.8	1.9	1.7		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2015. 3	209,971	52,083	1,829,432	1,783,053	470,511	658,016	100,052	
	2016. 3	206,362	51,472	1,853,179	1,846,204	487,054	673,202	102,887	
	2017. 3	203,821	52,646	1,846,555	1,918,890	502,652	691,675	106,382	
	高	2017. 5	204,171	51,679	1,815,947	1,918,846	498,434	688,479	106,014
		6	204,316	51,691	1,816,681	1,924,213	501,848	690,709	106,412
		7	204,757	51,913	1,809,581	1,931,341	502,311	692,104	106,833
		8	204,723	52,743	1,803,310	1,933,864	502,855	693,170	107,174
		9	204,586	52,974	1,812,961	1,951,416	509,453	702,433	108,374
		10	203,671	54,335	1,798,892	1,947,571	506,569	697,827	108,158
		11	203,889	54,223	1,799,191	1,956,674	508,744	698,233	108,541
		12	203,296	54,963	1,815,829	1,975,481	515,375	707,074	109,653
2018. 1		203,076	55,011	1,809,748	1,972,144	512,719	702,375	109,234	
2		203,466	54,853	1,799,351	1,974,305	512,923	702,795	109,506	
3		204,568	55,875	1,816,884	1,996,811	519,071	709,635	110,695	
4		203,982	54,732	1,891,900	1,990,584	515,736	705,036	110,188	
5 P	205,257	54,973	1,879,574	2,009,800	499,782	703,691	110,384		
前	2015. 3	△1.7	△1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	2.4	
	2016. 3	△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	2.8	
	2017. 3	△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4	
同	2017. 5	△0.9	3.8	△0.0	4.0	3.4	2.9	3.5	
	6	△0.8	4.2	△0.7	4.1	3.4	2.8	3.8	
	7	△0.7	4.3	△0.4	3.9	3.2	2.5	3.6	
	8	△0.6	5.1	△0.7	3.8	3.4	2.8	3.8	
	9	△0.1	5.3	△1.0	4.0	3.4	3.0	3.9	
	10	△0.4	5.6	△1.3	3.9	3.3	2.8	3.8	
	11	△0.2	5.2	△1.8	3.9	3.4	2.6	3.8	
	12	0.0	6.0	△1.3	3.8	3.3	2.6	4.0	
	2018. 1	0.0	5.5	△1.2	3.8	3.3	2.6	4.0	
	2	0.2	5.1	△1.7	3.8	3.3	2.6	4.0	
	3	0.4	6.1	△1.6	4.1	3.3	2.6	4.1	
	4	0.3	5.7	3.7	3.9	3.3	2.2	4.0	
5 P	0.5	6.4	3.5	4.7	0.3	2.2	4.1		
増									
減									
率									

(注) 1 表9 (注) に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2018年3月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,988,053	96,273	1,924,534	1,920,799	729,109	630,156
北岩茨	812,039	19,464	594,313	594,165	131,158	163,712
手城	1,512,691	25,549	1,019,797	1,018,477	390,091	209,913
埼玉	3,236,592	139,445	2,405,469	2,404,055	659,636	270,884
東京	2,741,410	78,205	1,760,231	1,760,203	882,235	292,745
神奈川県	4,466,445	194,886	2,917,638	2,917,235	1,497,168	448,964
山梨	541,865	15,673	405,144	404,895	87,734	64,254
長野	2,643,499	54,859	1,291,538	1,290,916	1,108,063	385,191
新潟	1,683,198	56,296	1,069,129	1,069,065	483,492	244,333
石川	938,802	17,468	685,295	685,283	191,045	138,260
福井	736,058	23,373	526,355	526,343	193,237	72,805
岐阜	2,546,283	70,118	1,862,323	1,861,771	625,988	216,173
静岡県	3,844,896	111,303	2,698,165	2,697,992	986,591	374,645
愛知	7,481,502	198,402	4,132,951	4,132,951	3,137,680	592,752
三重	1,942,920	39,124	1,208,876	1,208,205	620,010	209,048
滋賀	1,330,714	34,697	1,025,024	994,613	324,861	119,753
京都	1,190,129	32,681	956,309	956,191	249,497	87,323
大阪	4,325,468	140,690	3,444,467	3,444,438	1,103,917	699,091
大兵庫	4,919,995	170,547	3,080,838	3,080,383	1,651,888	951,929
和歌山	1,384,569	51,799	1,034,192	1,034,177	257,608	145,579
鳥取	389,502	8,346	265,850	265,480	108,888	27,514
広島	2,243,904	80,200	1,505,381	1,505,208	763,888	76,376
山口	960,979	35,542	750,775	750,739	190,673	87,901
徳島	766,348	32,546	557,811	557,629	215,295	36,511
香川	1,615,593	27,538	788,755	788,552	801,026	43,942
愛媛	1,581,582	43,011	1,013,055	1,006,897	546,789	95,074
高知	838,534	19,871	548,802	548,801	189,002	96,506
福岡	2,088,739	32,382	1,543,495	1,543,098	495,258	213,861
佐賀	742,514	28,131	509,046	508,889	140,727	120,296
大分	504,481	15,600	324,020	323,936	152,425	56,366
宮崎	670,360	20,036	431,934	431,846	165,655	110,324
鹿児島	1,144,294	39,662	865,082	862,182	158,769	160,497
合計	64,813,958	1,953,717	43,146,594	43,095,414	19,239,403	7,442,678
一連合会当たり平均	2,025,436	61,054	1,348,331	1,346,732	601,231	232,584

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外
(奈良、島根、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2018年3月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち 系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸出金	報告 組合数
(北海道)	(3,486,293)	(154,371)	(2,793,816)	(2,780,242)	(14,218)	(797,631)	(109)
青森	570,724	5,077	405,250	404,035	16,011	121,292	10
岩手	1,068,647	13,494	777,172	771,539	51,806	224,927	7
宮城	1,291,039	17,980	884,270	882,698	59,398	337,499	14
秋田	824,563	7,292	528,260	526,195	35,658	198,119	15
山形	1,019,490	5,193	651,240	648,799	49,938	268,200	17
福島	1,867,261	18,853	1,421,234	1,419,816	40,665	396,158	5
(東北計)	(6,641,724)	(67,889)	(4,667,426)	(4,653,082)	(253,476)	(1,546,195)	(68)
茨城	1,802,751	16,831	1,460,326	1,453,234	56,777	295,751	20
栃木	1,721,806	11,786	1,330,123	1,327,456	89,220	304,239	10
群馬	1,597,895	3,120	1,291,449	1,288,676	30,993	262,126	15
(北関東計)	(5,122,452)	(31,737)	(4,081,898)	(4,069,366)	(176,990)	(862,116)	(45)
埼玉	4,302,726	7,866	3,110,419	3,099,347	149,419	1,102,088	16
千葉	2,688,924	7,334	1,913,067	1,911,817	109,950	690,590	19
東京	3,798,554	45,622	2,713,601	2,698,099	141,211	1,155,051	14
神奈川	6,520,667	48,975	4,383,073	4,352,908	399,492	1,951,551	13
(南関東計)	(17,310,871)	(109,797)	(12,120,160)	(12,062,171)	(800,072)	(4,899,280)	(62)
山梨	695,898	1,443	512,259	511,548	27,069	147,132	11
長野	3,110,255	11,026	2,398,894	2,394,757	56,743	684,856	16
(東山計)	(3,806,153)	(12,469)	(2,911,153)	(2,906,305)	(83,812)	(831,988)	(27)
新潟	2,226,996	15,486	1,622,595	1,621,286	104,614	504,309	24
富山	1,403,997	995	1,152,129	1,151,873	40,765	196,634	15
石川	1,244,098	2,213	915,608	913,455	55,090	328,878	17
福井	909,978	1,205	722,249	716,310	18,929	166,686	12
(北陸計)	(5,785,069)	(19,899)	(4,412,581)	(4,402,924)	(219,398)	(1,196,507)	(68)
岐阜	3,205,920	1,489	2,481,748	2,481,567	185,844	607,698	7
静岡	5,282,691	10,769	3,820,891	3,795,543	304,637	1,291,005	18
愛知	8,833,343	51,835	7,260,859	7,260,292	344,607	1,600,052	20
三重	2,492,196	3,098	1,914,528	1,902,790	207,780	403,014	12
(東海計)	(19,814,150)	(67,191)	(15,478,026)	(15,440,192)	(1,042,868)	(3,901,769)	(57)
滋賀	1,659,345	2,939	1,308,679	1,307,062	129,055	239,861	16
京都	1,394,367	15,121	1,157,024	1,152,817	49,283	227,282	5
大阪	4,935,991	22,099	4,150,762	4,135,675	157,725	641,654	14
兵庫	5,775,729	6,075	4,591,877	4,590,701	79,519	1,141,955	14
奈良	1,468,013	1,974	1,028,239	1,009,164	135,200	310,120	1
和歌山	1,645,897	2,158	1,325,700	1,325,582	52,939	228,666	8
(近畿計)	(16,879,342)	(50,366)	(13,562,281)	(13,521,001)	(603,721)	(2,789,538)	(58)
鳥取	521,870	6,803	386,771	386,244	10,881	100,372	3
島根	984,693	3,207	499,645	498,625	159,585	300,056	1
(山陰計)	(1,506,563)	(10,010)	(886,416)	(884,869)	(170,466)	(400,428)	(4)
岡山	1,812,312	9,655	1,323,452	1,313,887	46,238	433,970	9
広島	2,826,680	2,161	2,216,390	2,215,865	43,365	557,661	13
山口	1,244,497	1,144	933,596	927,917	50,818	257,136	12
(山陽計)	(5,883,489)	(12,960)	(4,473,438)	(4,457,669)	(140,421)	(1,248,767)	(34)
徳島	892,839	3,760	753,882	749,697	19,149	108,868	15
香川	1,763,373	2,973	1,606,447	1,606,084	-	177,896	1
愛媛	1,955,470	2,813	1,546,519	1,546,366	84,007	308,302	12
高知	927,673	3,461	769,852	769,388	33,170	135,244	15
(四国計)	(5,539,355)	(13,007)	(4,676,700)	(4,671,535)	(136,326)	(730,310)	(43)
福岡	2,920,855	6,307	2,068,226	2,061,880	78,031	835,967	20
佐賀	988,582	11,862	672,804	672,416	52,442	237,570	4
長崎	701,436	2,113	483,882	482,630	13,650	171,271	7
熊本	1,168,537	27,643	805,187	798,134	42,879	302,351	14
大分	676,454	7,301	468,948	468,802	13,396	186,267	5
(北九州計)	(6,455,864)	(55,226)	(4,499,047)	(4,483,862)	(200,398)	(1,733,426)	(50)
宮崎	828,593	18,841	568,379	565,762	36,714	213,087	13
鹿児島	1,362,145	5,580	994,720	991,352	4,847	301,489	13
(南九州計)	(2,190,738)	(24,421)	(1,563,099)	(1,557,114)	(41,561)	(514,576)	(26)
(沖縄)	(883,900)	(3,727)	(518,637)	(518,053)	(37,028)	(296,725)	(1)
合計	101,305,963	633,070	76,644,678	76,408,385	3,920,755	21,749,256	652
一組合当たり平均 (単位 千円)	155,377,244	970,966	117,553,187	117,190,775	6,013,428	33,357,755	-

13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2018年3月末現在

(単位 百万円)

都府 県	道別	貯 金	出 資 金	預 け 金	うち 系 統 預 け 金	貸 出 金
北海道	北	655,889	9,753	537,891	537,536	111,697
	青森	63,177	1,767	51,156	50,126	7,787
	岩手	161,754	3,029	142,530	141,672	22,260
	福島	23,309	876	22,009	21,860	1,574
	茨城	28,717	695	24,337	24,054	4,299
千葉県	千	66,689	2,314	53,346	51,694	7,237
	東	9,943	143	9,195	9,182	760
	新	26,656	874	21,574	21,424	2,991
	富	34,469	567	30,899	30,592	2,957
	石川	49,344	1,239	40,487	39,921	7,206
静岡県	福	40,368	997	31,234	30,727	8,416
	静	125,625	6,826	102,461	100,366	27,011
	愛	78,770	2,134	60,072	57,872	13,755
	三	92,344	3,331	68,991	68,628	24,413
	京	44,279	666	36,303	35,967	6,970
なぎ	な	128,317	2,768	101,308	98,013	23,079
	鳥	23,742	806	19,836	19,547	3,853
	広	101,189	1,080	70,327	68,593	24,055
	徳	33,094	502	31,640	31,423	1,833
	香	53,359	3,112	48,601	48,559	5,651
愛高	愛	84,157	1,572	56,001	53,097	30,824
	高	37,627	1,896	26,031	25,645	11,255
	福	66,782	659	60,676	60,285	6,117
	佐	113,900	1,292	82,643	82,600	31,284
	長	121,797	1,925	95,478	95,224	23,326
宮鹿	宮	37,053	991	26,469	26,115	12,259
	鹿	67,171	3,157	39,699	38,814	31,312
	沖	45,052	497	37,969	37,516	8,434
合	計	2,414,573	55,468	1,929,163	1,907,052	462,615

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2018年3月末現在

(単位 百万円)

都 府 道 別	貯 金	借 入 金	払 出 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	信用貸出金	報 告 数
北 海 道	536,329	77,284	84,247	586,112	583,085	100,752	69
宮 城	86,309	490	10,550	77,453	76,234	14,720	1
山 形	5,266	-	627	4,582	4,395	571	1
福 島	10,033	21	978	11,736	10,851	7	2
島 根	44,367	315	3,055	37,855	37,407	4,488	1
山 口	60,208	300	4,248	42,561	41,824	14,120	1
熊 本	9,625	467	667	8,700	7,381	1,298	1
大 分	25,754	-	1,642	17,229	16,628	5,860	1
合 計	777,891	78,877	106,014	786,228	777,805	141,816	77

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2018年7月20日現在、掲載情報タイトル4,267件)

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。
冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a search bar and navigation links. The main content area features a large heading and a sub-heading, followed by a brief introduction. Below this, there are four main categories: '被災状況' (Disaster Status), '支援活動' (Support Activities), '復旧・復興への取り組み' (Recovery and Revival Efforts), and '原発関連' (Nuclear Power Related). The bottom of the page includes a footer with contact information and social media links.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2018年8月号第71巻第8号〈通巻870号〉8月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7779 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社